

令和 7 年度

苫小牧船舶通航信号所ほか 1 箇所
機器改良改修工事

仕様書

第一管区海上保安本部

第1章 工事概要

1.1	
工事名称	苫小牧船舶通航信号所ほか1箇所機器改良改修工事
1.2	
施工場所	(1) 苫小牧船舶通航信号所（苫小牧海上保安署内） 北海道苫小牧市港町1-6-15 ① 苫小牧信号所 北海道苫小牧市港町1-1 ② 勇払信号所 北海道苫小牧市 (2) 小樽船舶通航信号所（第一管区海上保安本部内） 北海道小樽市港町5-2
1.3	
履行期限	令和8年3月25日
1.4	
工事概要	(1) 苫小牧船舶通航信号所 ・AIS運用卓換装 1式 ・無停電電源装置換装 1式 ・試験調整 1式 ① 苫小牧信号所 ・AIS陸上局装置換装 1式 ・起動用蓄電池換装 1式 ・試験調整 1式 ② 勇払信号所 ・起動用蓄電池換装 1式 (2) 小樽船舶通航信号所 ・AIS解析装置整備 1式 ・試験調整 1式
1.5	
管理事務所等	(1) 管理事務所 ＜苫小牧船舶通航信号所＞ 事務所名：室蘭海上保安部交通課 所在地：北海道室蘭市入江町1-13 TEL：0143-23-3133 ＜小樽船舶通航信号所＞ 事務所名：第一管区海上保安本部交通部航行安全課 所在地：北海道小樽市港町5-2 TEL：0134-23-0118

(2) 仕様書等に関する問い合わせ先

事務所名 : 第一管区海上保安本部交通部整備課

所在地 : 北海道小樽市港町 5 - 2

TEL : 0 1 3 4 - 2 3 - 0 1 1 8

第2章 一般共通事項

2.1 適用事項	工事実施に際しては、設計図書に従い施工する。
2.2 設計図書	設計図書とは、図面及び仕様書（現場説明及び現場説明に対する質問回答書を含む。）をいう。
2.3 疑義に対する協議	設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、監督職員と協議する。
2.4 現場の納まりなどの関係による協議	現場の納まり、取り扱いなどの関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。
2.5 官公署その他の手続き	(1) 港則法適用海域において海上工事を施工する場合、「工事許可申請書」を管轄する海上保安部署へ提出し許可を受ける。 (2) 本工事において、交通船を使用する場合は、海上運送法の適用がなされた船舶、または、「自己の用に供する運送」として海上運送法の適用を要しない船舶とする。 (3) この他に工事の施工に必要な官公署その他の関係機関への手続は速やかに実施する。
2.6 現場代理人及び主任技術者	(1) 現場代理人及び主任技術者とは、工事請負契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。 (2) 現場代理人及び主任技術者は、経歴書を監督職員に提出する。
2.7 工事現場の安全衛生管理	(1) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令に従いこれを行う。 (2) 工事現場において、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなど事故の防止に努める。
2.8 災害及び公害の防止	工事施工に伴う災害の防止は、関係法令に従い適切に処理するとともに、次の事項を守らなければならない。 (1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。 (2) 公害の防止に努める。 (3) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は、公害の発生する恐れがある場合の処置については、監督職員と協議する。

2.9 臨機の処置	災害又は、公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。
2.10 養生	在来部分、施工済み部分、未使用材料などで汚染又は、損傷の恐れのあるものは、適正な方法で養生を行う。
2.11 実施工程表	契約後、速やかに実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
2.12 施工計画書	監督職員の指示により、施工計画書の作成を求められたときは、速やかに作成し、監督職員に提出し、承諾を受ける。
2.13 施工図、原寸図、見本等	施工図、原寸図、見本等は、必要に応じて速やかに監督職員に提出し、承諾を受ける。
2.14 職方への指示	実施工程表、施工計画書、施工図、原寸図、見本等は関係する職方に周知徹底させる。
2.15 材料	(1) 材料は新品とし、監督職員の検査を受けて合格したもの又は、2.17(2)により使用承諾を受けたものとする。 (2) 材料の品質が明示されていない場合は、均衡を得た品質のものとする。設計図書により「JIS（日本産業規格）の規格品」と指定された材料は JIS マークの表示のあるもの又は、JIS の規格証明書の添付されたものとする。 (3) 調合を要する材料は、調合表を監督職員に提出し、承諾を受ける。
2.16 材料搬入の報告	材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ証明となる資料を添えて、監督職員に報告する。
2.17 材料の検査	(1) 監督職員の検査は、材料種別ごとに行う。ただし、簡易な材料については、検査を省略することができる。 (2) 合格した材料と同じ種別の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。
2.18 材料検査に伴う試験	(1) 試験は、次の場合に行う。 (a) 設計図書に定められた場合。 (b) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合す

	ることが証明できない場合。 (2) 供試体は、監督職員の承諾を受けて製作する。 (3) 試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場など適正な場所で行うものとし、その決定にあたっては、監督職員の承諾を受ける。 (4) 試験を完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出する。
2. 19 施工	施工は、設計図書及び監督職員の承諾を受けた実施工程表、施工計画書、施工図、原寸図などに従って行う。
2. 20 技能士	技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は単一等級の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督職員に提示する。
2. 21 施工の検査	監督職員の検査は、次の場合に行う。ただし、これによることが困難な場合は、別に指示する。 (1) 設計図書に定められた場合 (2) 監督職員の指示した工程に達した場合
2. 22 施工の立会い	施工の立会いは、次の場合に行う。 (1) 設計図書に定められた場合 (2) 監督職員が特に指示する場合 (3) 監督職員等の工事発注者側が現場立会いに交通船が必要な場合は、2. 5(2)の届出をしている船舶を使用する。
2. 23 施工に伴う試験	施工に伴う試験は、次の場合に行う。 (1) 設計図書に定められた場合 (2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合
2. 24 後片付け	工事完成に際しては、建築物の内外の後片付け及び清掃を行う。
2. 25 工事報告	工事の進捗、材料の搬入・搬出、作業員の作業、気象条件などを記載した報告書を、原則として、毎週作成し、監督職員に提出する。
2. 26 工事写真	(1) 工事工程写真及び完成写真の撮影及び写真の整理方法等詳細は「工事写真の撮り方」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。

2. 27

竣工検査

- (2) 工事写真の撮影用具は、デジタルカメラとする。
なお、使用するカメラ仕様は「工事写真の撮り方」による。
- (3) 工事工程写真及び完成写真は、原則として、各 1 部ずつ監督職員に提出する。

2. 28

官給品

- (1) 現場代理人は、竣工検査に立ち会い、検査又は試験の結果、当該目的物が完成されていない場合は、検査職員の指示に従い、請負人の負担において適切な措置を講じなければならない。
- (2) 検査職員等の工事発注者側が現場検査に交通船等が必要な場合は 2.5(2) の届出をしている船舶とする。

官給品について、現場代理人又は主任技術者は次の措置を行う。

- (1) 官給品の引き渡しを受ける際には、事前にその旨を関係する施設管理者へ連絡する。
- (2) 官給品の引き渡しを受ける際には現場に立会い、品目及び受領数量を明らかにした「物品受領通知書」を監督職員に提出する。
- (3) 官給品の保管場所及び保管方法について監督職員より指示を受けた場合には、必要な措置を講ずる。
- (4) 官給品の使用が終了した際には、品目、使用数量及び残余数量を明らかにした「官給品物品精算書」を監督職員に提出する。

2. 29

撤去品

撤去品について、現場代理人又は主任技術者は次の措置を行う。

- (1) 撤去品の保管場所及び保管方法について監督職員より指示を受けた場合には、必要な措置を講ずる。
- (2) 撤去品の引き渡しを行う際には、事前にその旨を関係する施設管理者へ連絡する。
- (3) 撤去品を引き渡す際には現場に立会い、品目及び数量を明らかにした「撤去品等発生通知書」(請負業者で保管する期間がある場合は「預かり書」も含む。)を監督職員に提出する。

2. 30

発生材の処理

監督職員が特に指示するものを除き、発生材はすべて構外に搬出し、請負業者の責任において関係法令等に従い適切に処分する。

2. 31

非常の処置

- (1) 工事の施工において、当庁の業務に支障をきたしてはならない。
- (2) 工事施工のため、やむを得ず当庁の業務に支障をきたす恐れのある場合は、必ず事前に監督職員に連絡し、その指示を得て

2. 32

異常現象への 対応

施工する。

請負者は、施工中における異常現象等に対する安全確保のため、次に示す事項など必要な措置を講じる。

- (1) 天災等に対しては、天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておく。
- (2) 作業時に危険を予知した場合は、直ちに作業を中止し、作業員を安全な場所に避難させる。
- (3) 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督職員に報告する。

2. 33

秘密の保持

本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、担当原課が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同じ。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、担当原課に対し、「情報保全に係る履行体制に関する資料等」（別紙様式1及び2）を提出し、同意を得るものとする。

また、これらに記載した情報に変更がある場合は、改めて担当原課の同意を得るものとする。

（受注後、確保すべき履行体制）

- (1) 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しているものとする。
- (2) 担当原課が同意した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しているものとする。
- (3) 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。

2. 34

安全対策

第一管区海上保安本部が運用している海の安全情報・緊急情報の配信サービス等を活用し、津波、気象及び海上の各警報等について、迅速な情報入手に努める。

（参考：海の安全情報・緊急情報の配信サービス 配信登録ページ）

<https://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/touroku.html>



PC・スマートフォン

※迷惑メール対策機能をご利用中の方は、ドメイン指定受信設定に「mics.kaiho.mlit.go.jp」を追加してください。

第3章 特記事項

本仕様書に記載されていない事項や詳細については、工事一般共通事項又は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」によるものとする。

3.1

一般事項

- (1) 当庁施設の鍵を借用する必要がある場合、管理事務所に借用書を提出し、所定の手続きを行ったのち入退出を行う。
- (2) 本工事の業務休止は必要最小限とし、事前にその施工手順書を作成し、監督職員に提示の上、承諾を得る。
- (3) 本装置に必要な I P アドレス等は別途指示する。
- (4) 撤去品の廃棄処分は、指示あるものを除き、請負者の責任において適法処分とし、マニフェスト等の処分を確認出来る書面を監督職員に提出する。

3.2

機器換装・試験調整

- (1) 本工事は苫小牧船舶通航信号所に適用する。
- (2) 支給品、引渡し時期及び場所については次のとおりとする。
 - ① 支給品 : A I S 運用卓 (OIX-9E) 1 台
 - : 無停電電源装置 (3KVA) 1 台
 - : ルーター (AT-AR1050) 1 個
- ② 引渡し時期 本工事契約以降
- ③ 引渡し場所 施工場所
- (3) 機器換装
 - ① 図示のとおり、A I S 運用卓を設置する。なお、LCD モニターは既設のスタンドアームに、本体 P C は既設 19 インチラック内に整然と設置する。また、ルーターは A I S 用ルーター収納盤内に強力マグネットシートで固定し、当該収納盤はホークアンカー (M8*60 SUS) 4 組で設置する。
 - ② 図示のとおり、無停電電源装置を換装する。なお、バッテリーはあらかじめ充電を行い、満充電の状態とする。当該装置設置及び配線完了後、運転状態、出入力状態、及びバッテリー状態の確認、並びに時刻設定を行う。
 - ③ 機器等の撤去の際は既設機器・ケーブル等に損傷を与えないよう十分に留意する。撤去後の壁面、床面等の補修を行う。
- (4) 試験調整
 - 単体試験、接続試験及び総合試験調整を行い、装置単体及びシステム全体の機能・性能を十分に満足することを確認し、支給す

るルーターの設定を行う。

① 単体試験調整

- (a) 装置を起動し、ハードウェアが正常に起動することを確認する。
- (b) A I S 情報管理装置、気象データ処理装置及びA I S 解析装置N A S 向けのネットワーク経路設定を実施する。
- (c) A I S 情報管理装置、気象データ処理装置及びA I S 解析装置N A S との疎通を確認する。
- (d) 貸与する最新電子海図及び潮流データをインストールする。

② 接続試験調整

- (a) A I S 情報管理装置が配信するA I S データを受信し、広域監視画面上に船舶マークの表示に異常がないことを確認する。
- (b) A I S 運用卓から宛先指定送信と受信証確認を官側に依頼し、A I S 運用卓のメッセージ送信機能の正常動作を確認する。
- (c) クラスA船舶に対する船名確認 (AIR) 機能の正常動作を確認する。
- (d) クラスA船舶に対する送信命令 (ASN) 機能の正常動作を確認する。
- (e) 受信間隔監視機能によりクラスB船舶に対する VDM23 送信機能の正常動作を確認する。
- (f) 走錨監視のエリア設定を受信間隔監視機能に移植し、その動作を確認する。

また、必要に応じて幅轄海域の送信間隔のエリアを設定してその動作を確認する。

- (g) A I S 解析装置から航跡モデルを取得し、装置内の航跡モデルファイルが更新されることを確認する。

③ 総合試験調整

- (a) 既設装置の設定情報を移植する。
- (b) A I S - S A R T、A I S - M O B、A I S - E P I R B 受信時の動作を官側と再確認し、認識の一致を図る。
- (c) 接近監視、走錨監視、送信命令に用いられるA S N 電文ソフト報告を採用する。
- (d) 回頭率表示動作の設定項目を官側に説明し、設定内容について認識の一致を図る。
- (e) 針路表示動作の設定項目を官側に説明し、設定内容について認識の一致を図る。

- (f) 操船注意検出の算出地点と設定項目について官側に説明し、それぞれの認識の一致を図る。
- (g) A I S 情報管理装置との時刻同期の正常動作を確認する。
- (h) ログ出力設定と収集設定の関係を確認し、適切に設定する。
- (i) その他、必要な設定項目について官側との共通認識を図る。

④ 機器操作説明

- (a) 機器操作説明は2回実施する。特に操船注意検出機能については詳細な説明を行う。
- (b) 説明を行うに当たり、使用する説明資料を準備する。

⑤ その他

- (a) 試験調整完了後のシステムバックアップを正副取得し、その媒体を納品する。
- (b) 試験調整完了後のインストール媒体を作成し、その媒体を納品する。
- (c) 各工程における写真を撮影する。

3.3

機器換装・試験調整

- (1) 本工事は苫小牧信号所に適用する。
- (2) 支給品、引渡し時期及び場所については次のとおりとする。
 - ① 支給品 : A I S 陸上局装置 (CIV-23C) 1 台
 - : V H F 及び G P S 空中線 各 2 個
 - : 蓄電池 (REH40-12) 1 台
 - ② 引渡し時期 本工事契約以降
 - ③ 引渡し場所 施工場所
- (3) A I S 陸上局装置付属のチャンネルベースを用いて水平且つ堅固に、ホークアンカー (M12*100 SUS) 6 組及び既設ストラクチャーにより設置する。また、既設ルーター及びメディアコンバーターは A I S 用ルーター収納盤内に図示のとおり設置し、ケーブルはラック内配線とする。
 A I S 陸上局装置用の V H F 及び G P S 空中線は図示のとおり支給品と交換する。
- (4) 自家発電装置の起動用蓄電池を換装する。なお、蓄電池用のケーブルは既設ケーブルを再使用し、設置及び配線完了後、自家発電装置の起動試験を実施し、良好に起動することを確認する。
- (5) 機器等の撤去の際は既設機器・ケーブル等に損傷を与えないよう十分に留意する。撤去後の壁面、床面等の補修を行う。
- (6) 試験調整
 単体試験及び無線測定、A I S 陸上局装置と A I S 情報管理装置との対向試験を行い、装置単体及びシステム全体の機能・性能が正常であることを確認し、支給するルーターの設定を行う。

① 単体試験調整

下記項目の単体試験調整を実施する。なお、(a)～(c)は電源を入れる前に確認する。

- (a) パネル・ユニット組み込み、内部配線の確認
- (b) 各部電源電圧及び設定の確認
- (c) 外部との配線確認
- (d) A I S 送受信部系切換
- (e) 電源部切換
- (f) A I S 送受信部警報
- (g) 電源部警報
- (h) ルーター監視

② 無線測定

A I S 送受信部 1 系、A I S 送受信部 2 系それぞれについて下記項目を測定する。なお、測定に必要な測定器類は官側が準備する。

- (a) 空中線電力
- (b) 周波数偏差
- (c) 占有周波数帯幅
- (d) スプリアス発射の強度（帯域外領域、スプリアス領域）

③ 対向試験調整

A I S 情報管理装置に対して下記項目の対向試験調整を実施する。

【A I S 情報管理装置からの操作に対する A I S 陸上局装置の確認】

A I S 情報管理装置から下記項目の遠隔操作を実施し、A I S 陸上局装置に反映されることを確認する。なお、A I S 情報管理装置側での遠隔操作は官側にて対応する。

- (a) A I S 送受信部系切換
- (b) 電源部系切換
- (c) 切換制御部再起動
- (d) A I S 送受信部 1 及び 2 の再起動

【A I S 陸上局装置からの操作に対する A I S 情報管理装置の確認】

A I S 陸上局装置から下記事項の操作を実施し、A I S 情報管理装置に反映されていることを確認する。なお、A I S 情報管理装置側での表示確認は官側にて対応する。

- (a) A I S 送受信部系切換
- (b) 電源部系切換
- (c) A I S 送受信部警報
- (d) 電源部警報

3.4

機器換装

④ 機器操作説明

試験調整終了後、機能、操作及び障害発生時の対応等に関する機器操作説明を苫小牧信号所で2回実施する。

- (a) 装置の概要及び系統説明
- (b) 運用及び保守に関する説明
- (c) 機器装置説明に使用する説明資料を準備する。また、測定器類は官側が準備する。

⑤ その他

- (a) 試験調整完了後、設定情報などのバックアップデータを作成し、保守端末に保存する。また、媒体等にも記録し納品する。
- (b) 各工程における写真を撮影する。

- (1) 本工事は勇払信号所に適用する。
- (2) 支給品、引渡し時期及び場所については次のとおりとする。
 - ① 支給品：蓄電池 (REH40-12) 1台
 - ② 引渡し時期 本工事契約以降
 - ③ 引渡し場所 施工場所
- (3) 自家発電装置の起動用蓄電池を換装する。なお、蓄電池用のケーブルは既設ケーブルを再使用し、設置及び配線完了後、自家発電装置の起動試験を実施し、良好に起動することを確認する。

3.5

機器換装・試験調整

- (1) 本工事は小樽船舶通航信号所に適用する。
- (2) 支給品、引渡し時期及び場所については次のとおりとする。
 - ① 支給品：A I S 解析装置 1台
(処理部2台、共有ディスク2台)
 - ② 引渡し時期 本工事契約以降
 - ③ 引渡し場所 施工場所
- (3) 機器換装
 - ① 図示のとおり、A I S 運用卓のLCDモニターはスタンドアームに、処理部(2台)及び共有ディスク(2台)はA I S モニターディスク下にPC収納箱に収納し整然と設置する。
 - ② 図示のとおり、気象データ処理装置のモニターを当該ディスク上に、PC本体は当該ディスク下に監督職員が指示する場所に設置する。
 - ③ 図示のとおり、陸上局操作装置のLCDモニターは当該ディスク上に、PC本体は当該ディスク下に監督職員が指示する場所に設置する。
 - ④ 鋼製ラック等撤去の際は既設機器・ケーブル等に損傷を与えないよう十分に留意する。撤去後の壁面、床面等の補修を行

う。

(4) 試験調整

単体試験、接続試験及び総合試験調整を行い、装置単体及びシステム全体の機能・性能を十分に満足することを確認する。

① 単体試験調整

- (a) 装置を起動し、ハードウェアが正常に起動することを確認する。
- (b) A I S 情報管理装置、A I S 解析装置NAS及びA I S 運用卓向けのネットワーク経路設定を実施する。
- (c) A I S 情報管理装置、A I S 解析装置NAS及びA I S 運用卓との疎通を確認する。
- (d) 貸与する最新電子海図及び潮流データをインストールする。

② 接続試験調整

- (a) A I S 情報管理装置から配信するA I S データを受信し、広域監視画面上に船舶マークの表示に異常がないことを確認する。
- (b) 捕捉船舶の予測航路及びあらかじめ設定したラインの通過予測時刻が表示されることを確認する。
- (c) 航跡モデルの自動作成時刻を官側と調整し設定する。また設定後にその正常動作を確認する。
- (d) 航跡モデルがA I S 解析装置のNASにコピーされることを確認する。
- (e) A I S 運用卓からNASに保存されている航跡モデルについて入手が可能であることを確認する。

③ 総合試験調整

- (a) 航跡モデルの検出設定項目について官側に説明し、検出設定について認識一致を図る。
- (b) 航跡モデルの検出設定は、小樽船舶通航信号所向けと苫小牧船舶通航信号所向けの2拠点分を設定する。
- (c) 検出設定に基づき各拠点向けの航跡モデルが正常に作成されることを確認する。
- (d) A I S 解析装置本体に時刻同期の設定をし、A I S 情報管理装置との時刻同期の正常動作を確認する。
- (e) A I S 解析装置共有ディスクにA I S 情報管理装置の設定を行う。
- (f) ログ出力設定と収集設定の関係を確認し、適切に設定する。
- (g) その他、必要な設定項目について官側との共通認識を図る。

④ 機器操作説明

- (a) 機器操作説明は2回実施する。
- (b) 説明を行うに当たり、使用する説明資料を準備する。

⑤ その他

- (a) 試験調整完了後のシステムバックアップを正副取得し、その媒体を納品する。
- (b) 試験調整完了後のインストール媒体を作成し、その媒体を納品する。
- (c) 各工程における写真を撮影する。

情報保全に係る履行体制に関する資料

① 情報取扱者名簿 ※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とすること。(兼任可)

		氏名	住所	生年月日	所属部署	役職
情報管理責任者 (※1)	A					
情報取扱管理者 (※2)	B					
	C					
業務従事者 (※3)	D					
	E					
再委託先 (※4)	F					

(※1) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者

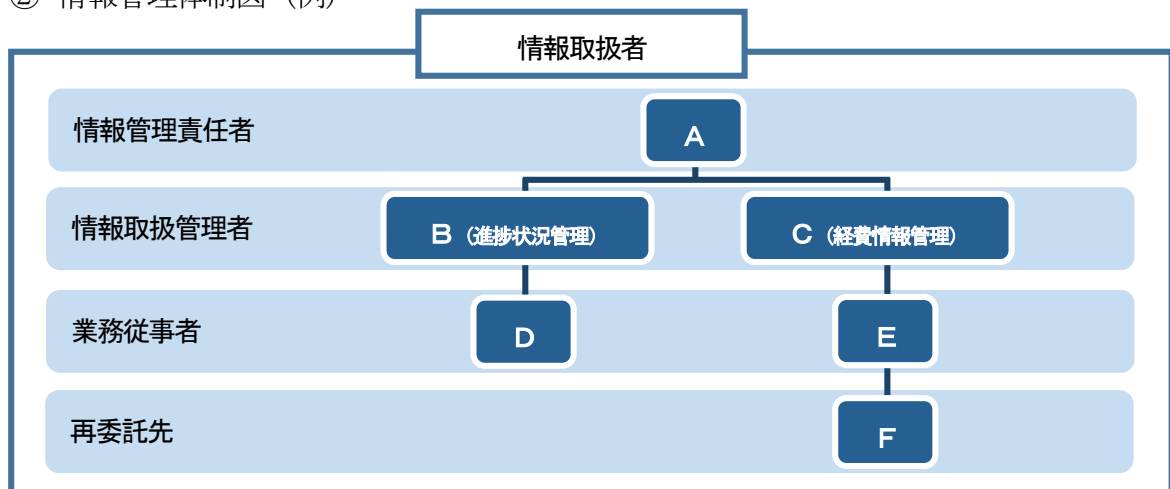
(※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者

(※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者

(※4) 本契約後に再委託先を選定する場合は、別途選定を行う際に追記して承認を得ること。

※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

② 情報管理体制図 (例)



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること (再委託先も含む)。

③ その他

- ・ 情報管理規則等の内規を有している場合で上記例を満たす情報については、当該内規の添付で代用可能
- ・ 情報管理規則等の内規があれば別途添付すること。
- ・ 必要に応じ、本紙記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。
- ・ 本資料に記載された個人情報、情報保全の履行体制の確認のため、第一管区海上保安本部内においてのみ使用する。担当原課において厳重に管理し、契約者の許可なく第三者に提供しない。

秘密保全等に関する誓約書

貴本部からご案内いただきました「苫小牧船舶通航信号所ほか1箇所機器改良改修工事」にかかる「秘密の保全に関する措置」及び「情報保全に係る履行体制の確保」について、次のとおり誓約します。

記

1 「秘密の保全に関する措置」について

- (1) 仕様書等図書の記載内容について、複写、転記、引用、配布、掲示及び処分など情報漏洩に関する一切を禁止する。ただし、本調達に関する提出書類等に盛り込む場合は例外とし、印刷、製本等の過程においても守秘管理を徹底する。
- (2) 当該仕様書等図書を受領した者は、返却までの間、施錠できる場所にて適正な守秘管理を誠実に実施する。
- (3) 受注者確定後、受注者以外は当該仕様書等図書を受領した担当官あて返却する。
- (4) 受注者は、履行終了後に3項にならない返却する。
- (5) 本契約により作成する完成図書の取扱についても1項の禁止事項を準用する。
- (6) 当社の本件にかかる情報管理責任者は、別添「情報取扱者名簿」に定める。

2 「情報保全に係る履行体制の確保」について

- (1) 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する。
- (2) 第一管区海上保安本部交通部整備課長（以下「担当原課長」という。）が同意した場合を除き、参加者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の参加者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の参加者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有している。
- (3) 本業務において、情報保全に係る履行体制に変更する必要があるが生じた場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報保全に係る履行体制を変更しない。
また、本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示する必要が発生した場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報を開示しない。
- (4) 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当原課長の指示に従う。
なお、第一管区海上保安本部との契約にかかる関係書類については適切に保管するものとする。
- (5) 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当原課長へ報告するものとする。
なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、海上保安庁が行う報告徴収や調査に応じます。

第一管区海上保安本部交通部整備課長 殿

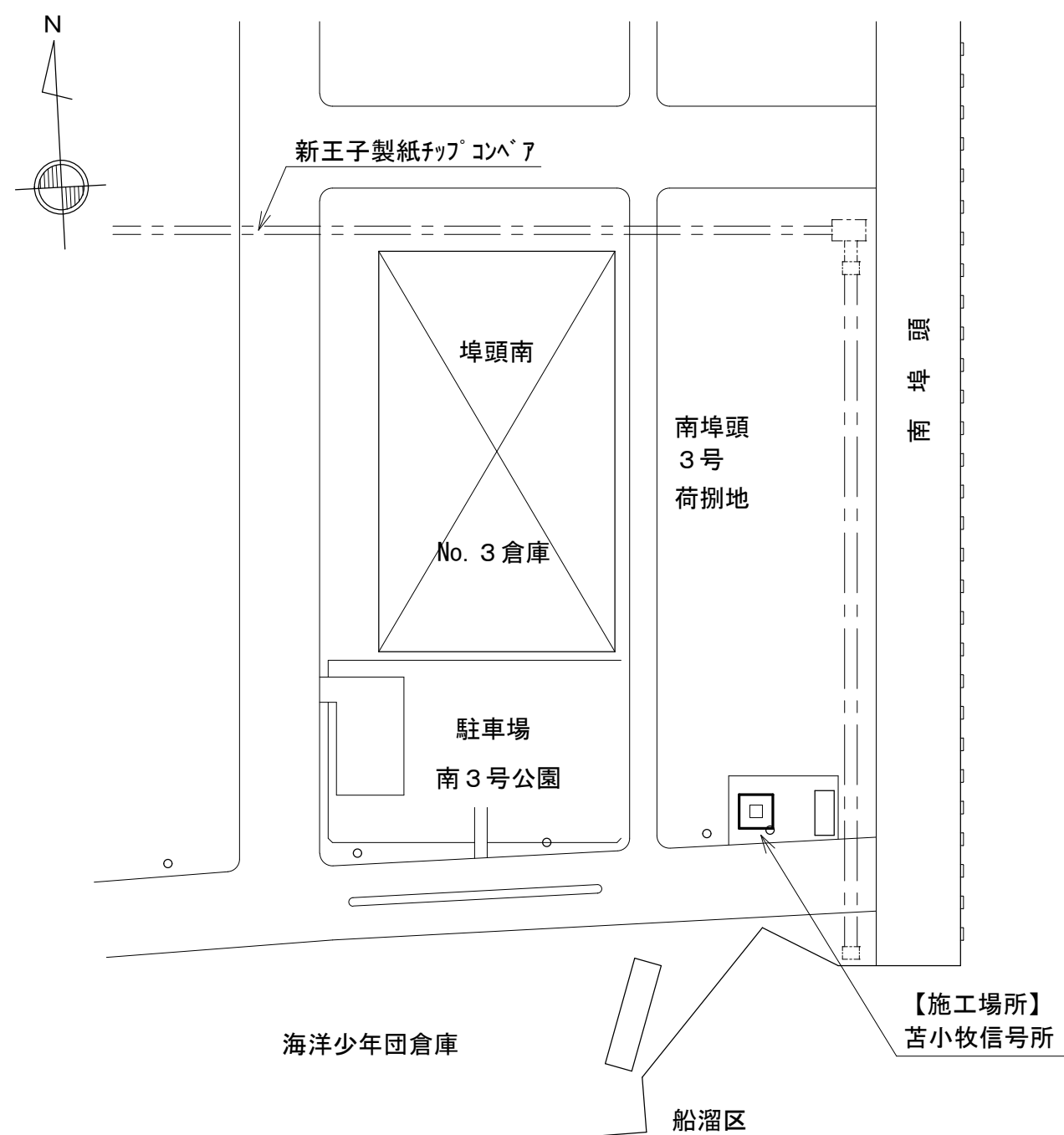
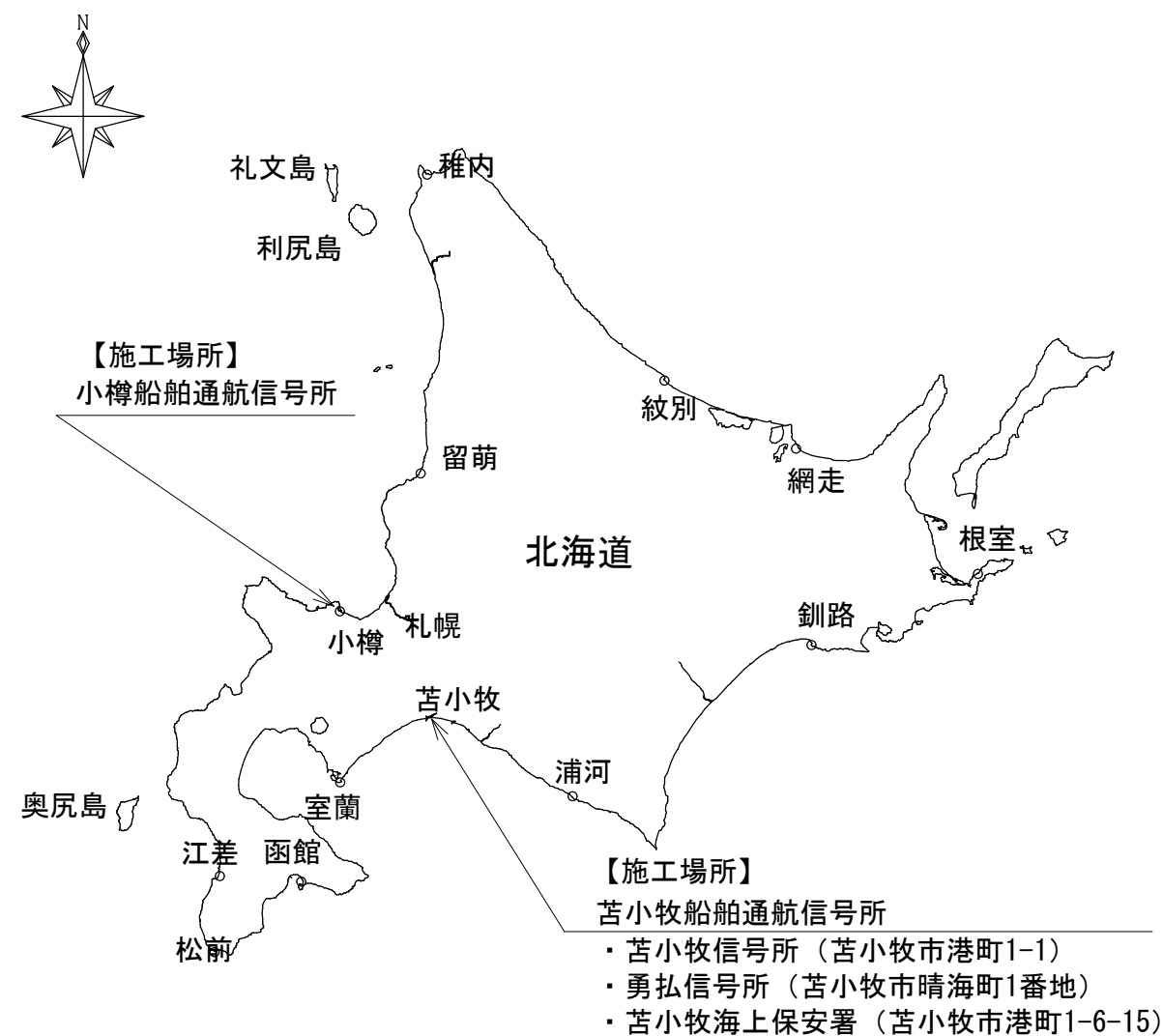
令和 年 月 日

住 所

会 社 名

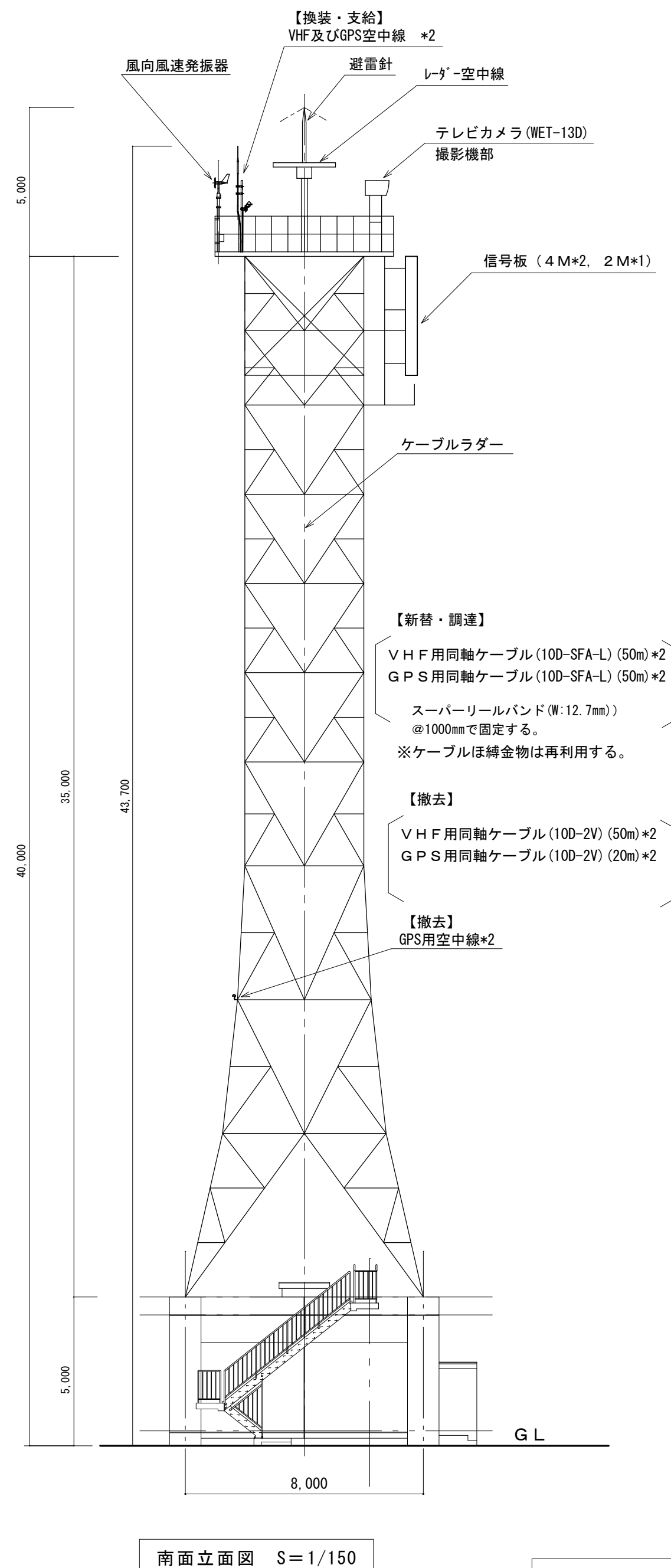
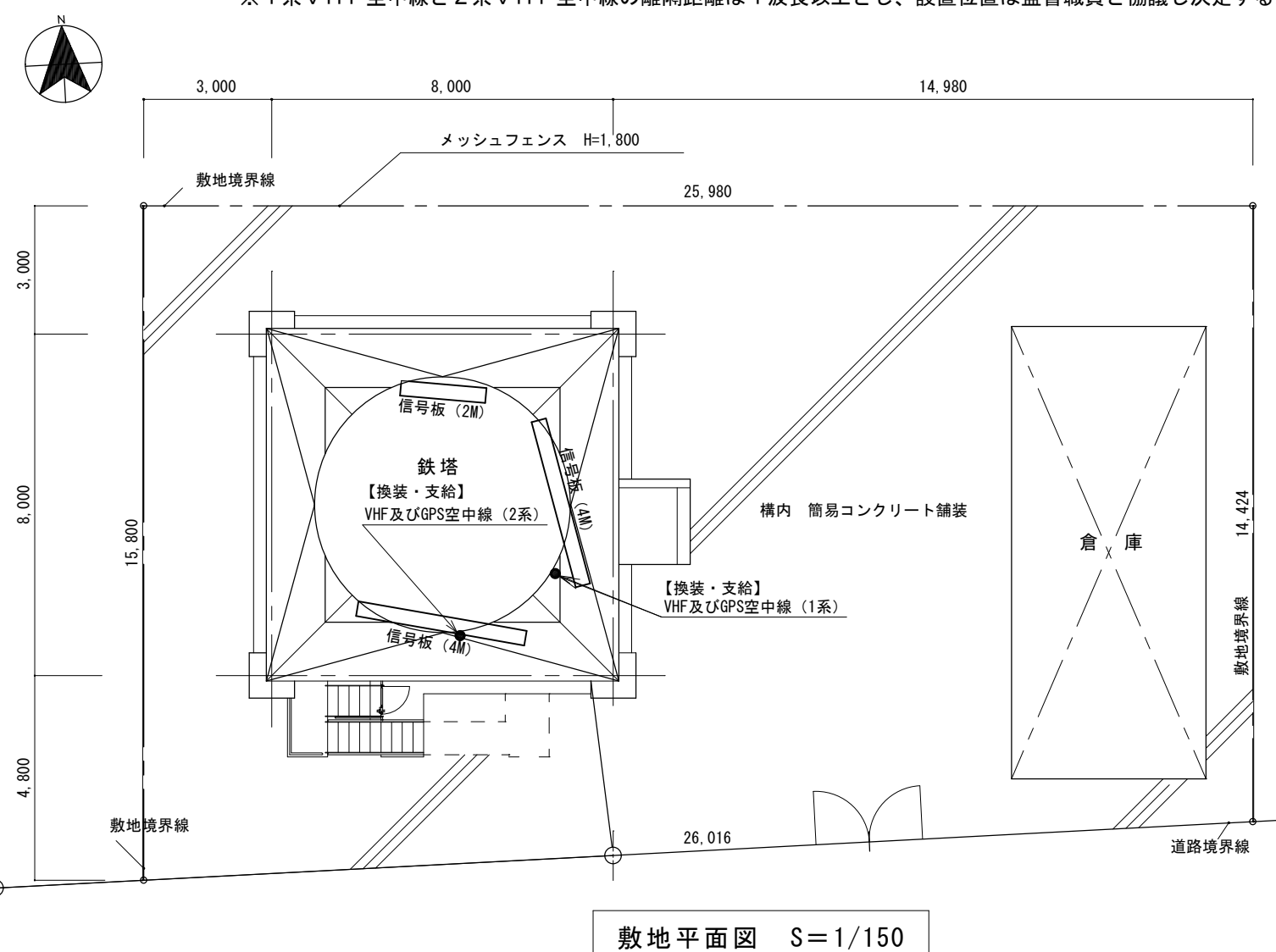
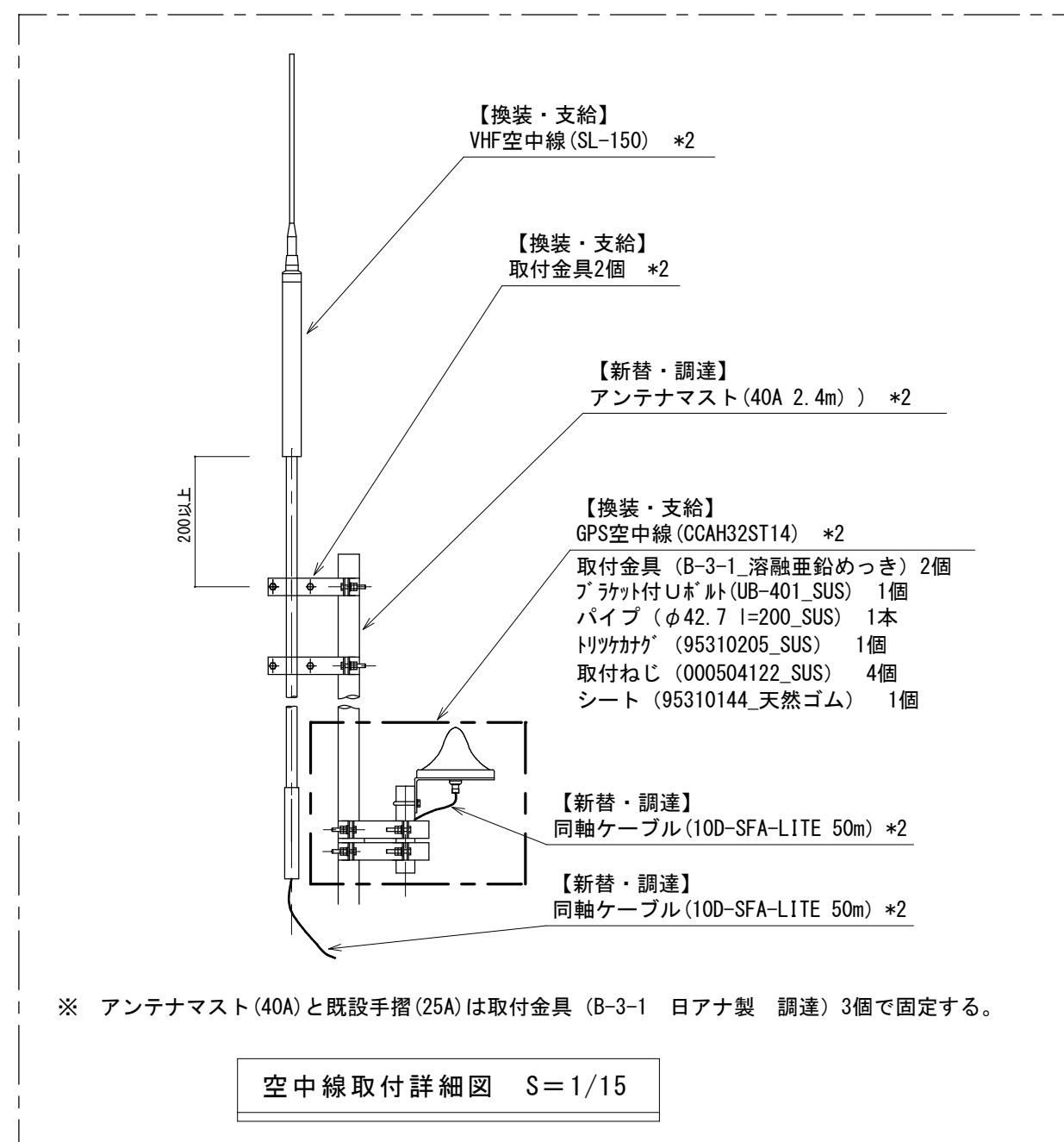
代表者氏名

印



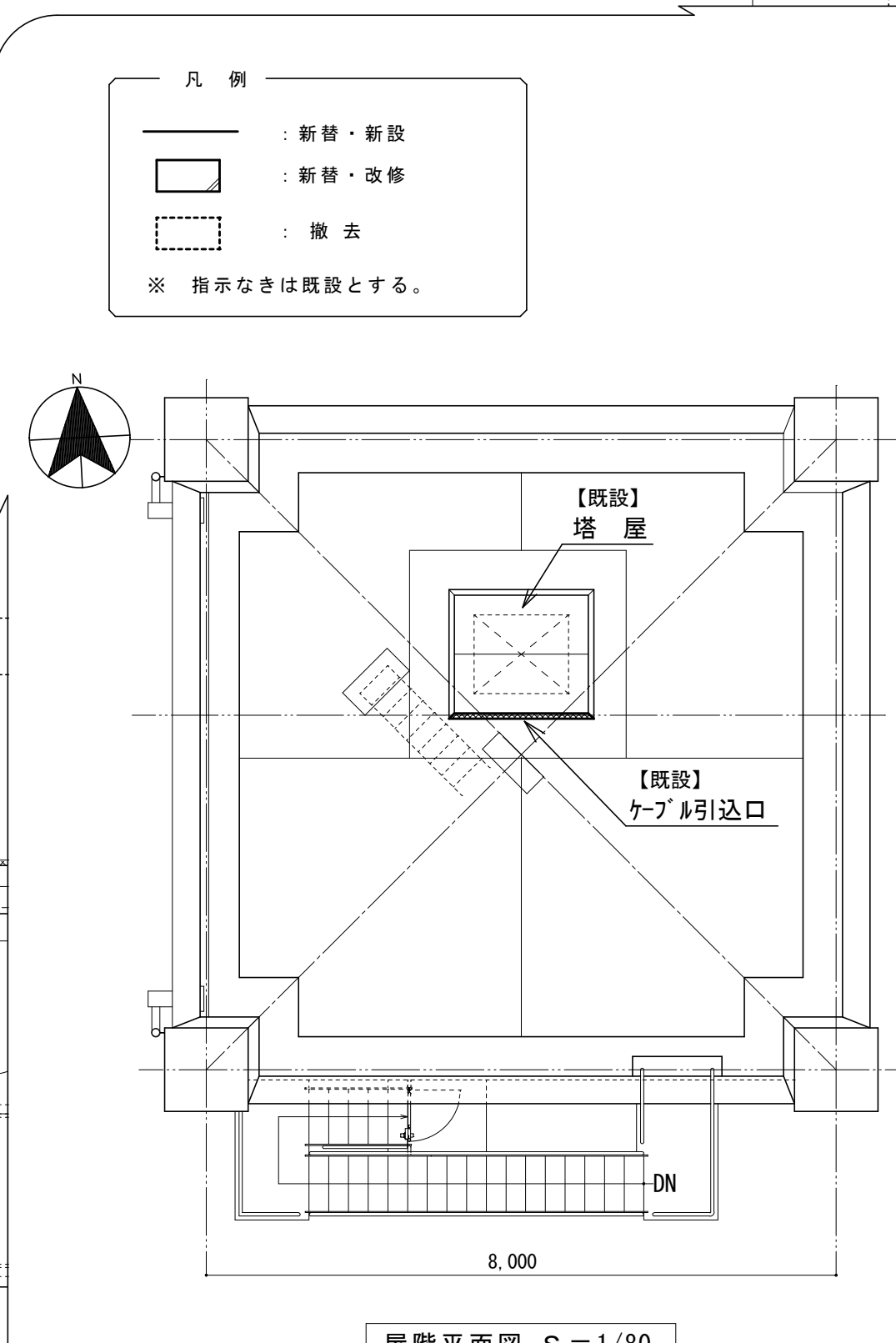
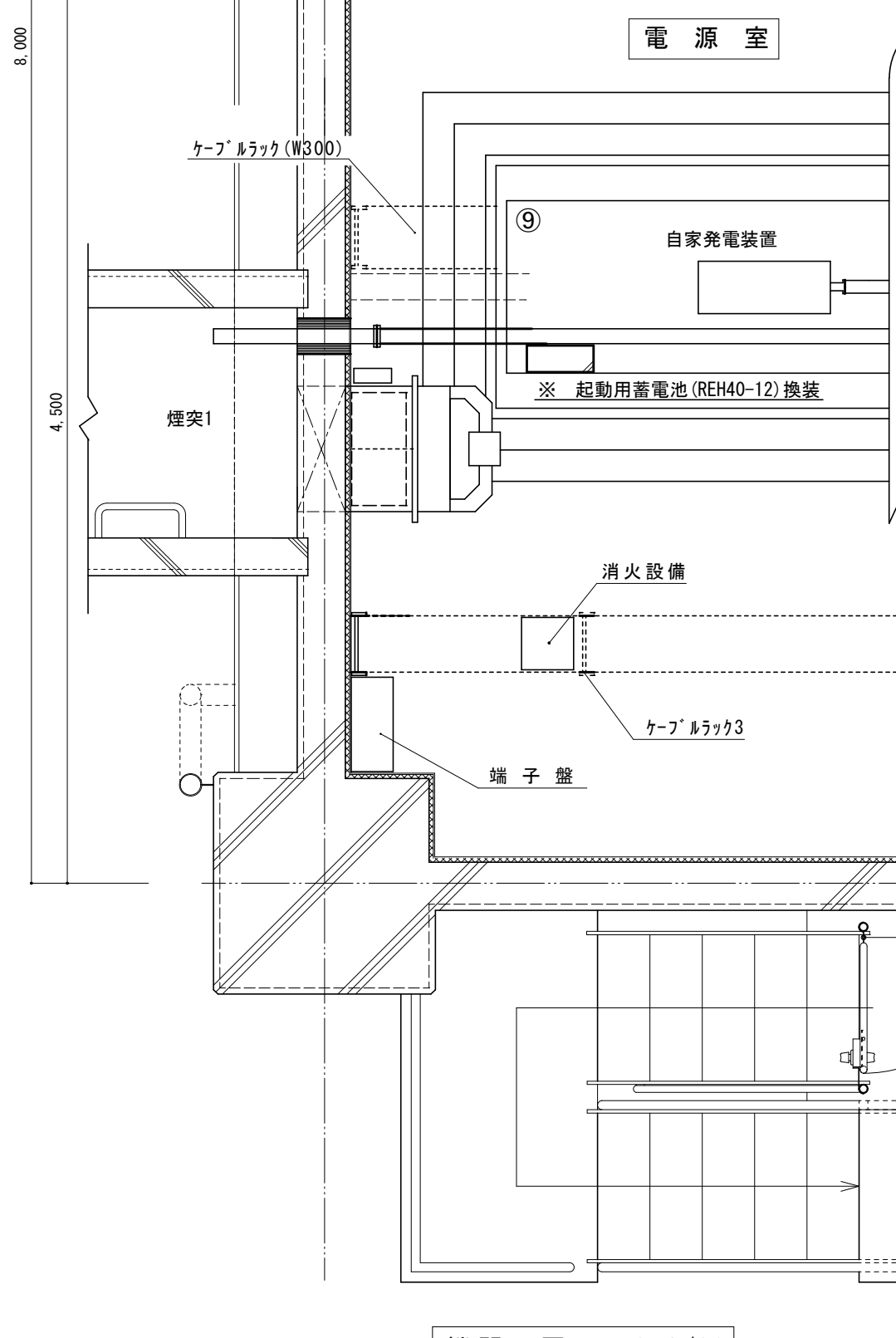
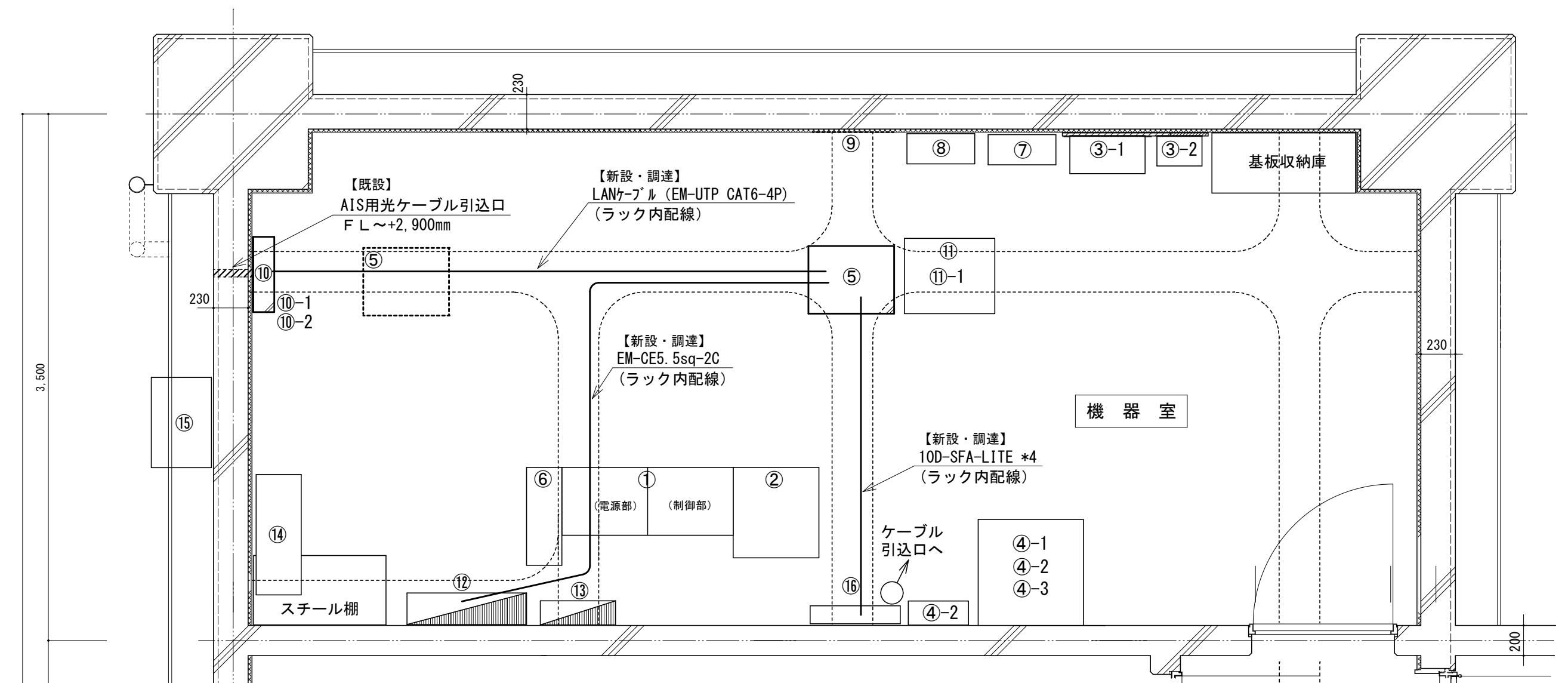
工事概要

- ・ AIS陸上局装置、VHF及びGPS空中線換装
- ・ 同軸ケーブル新替等

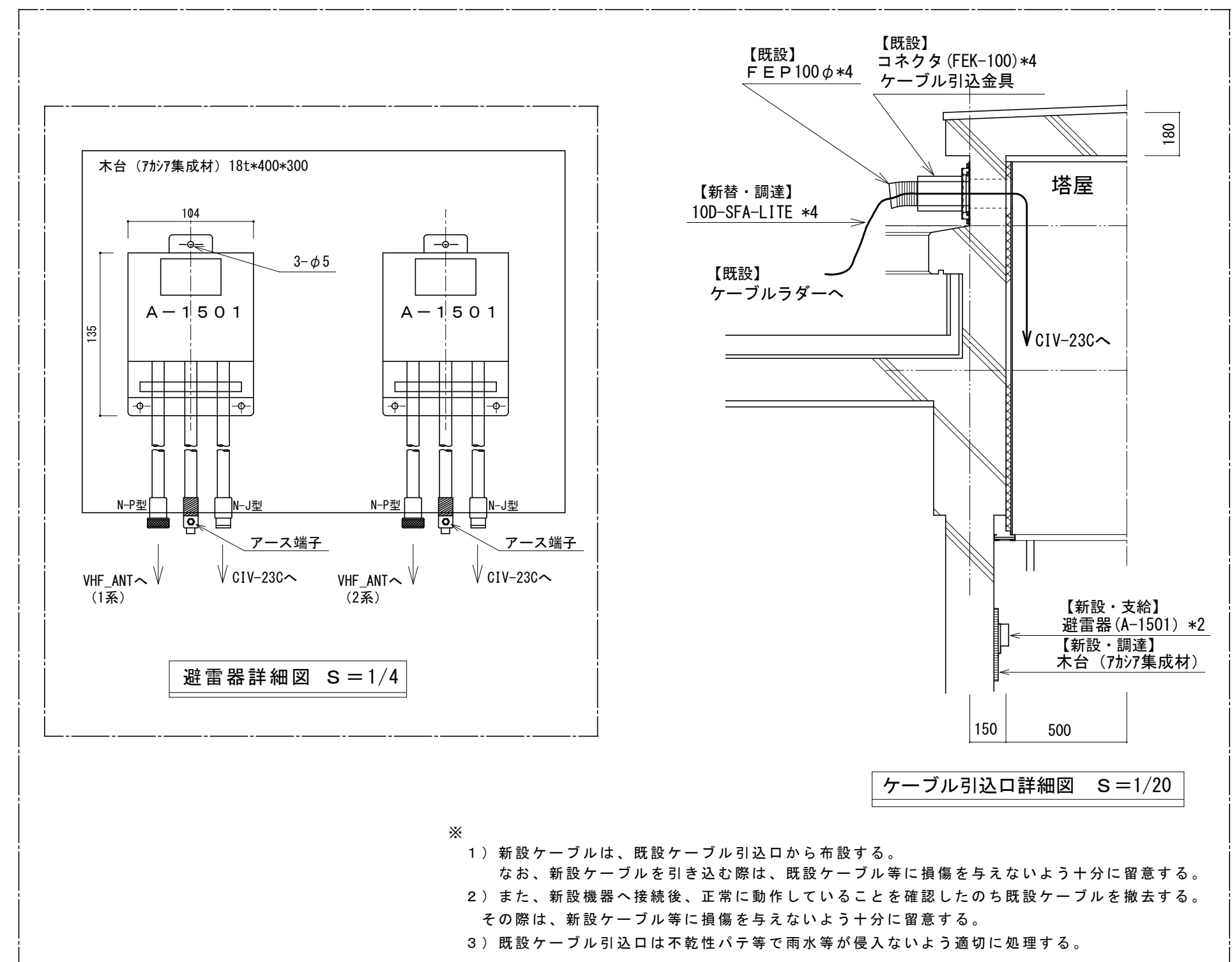


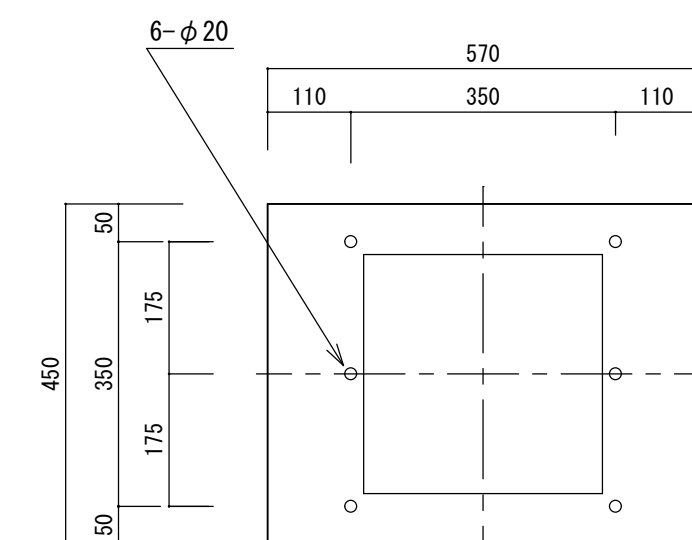
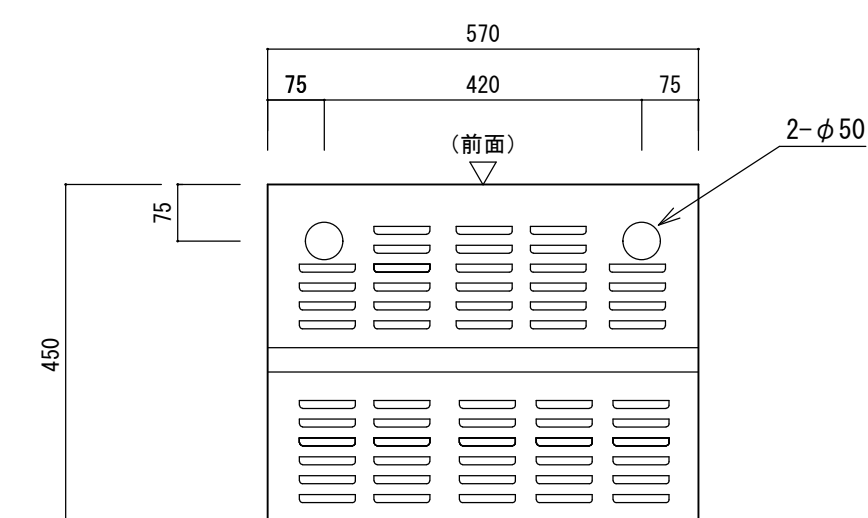
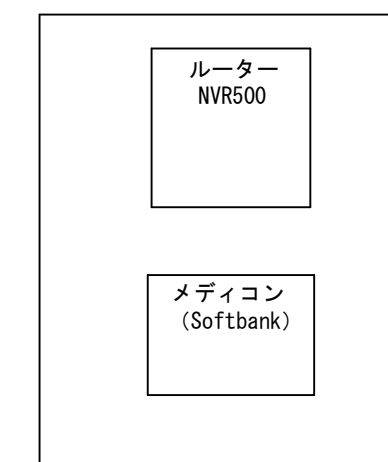
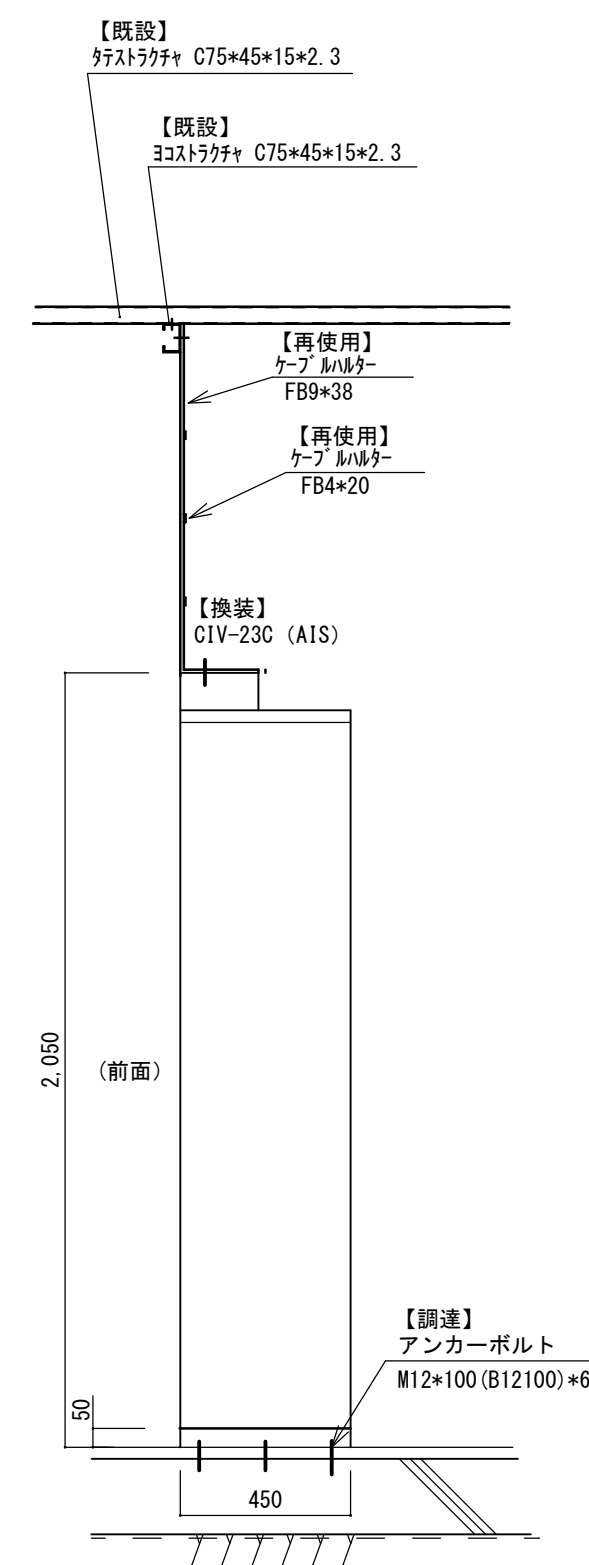
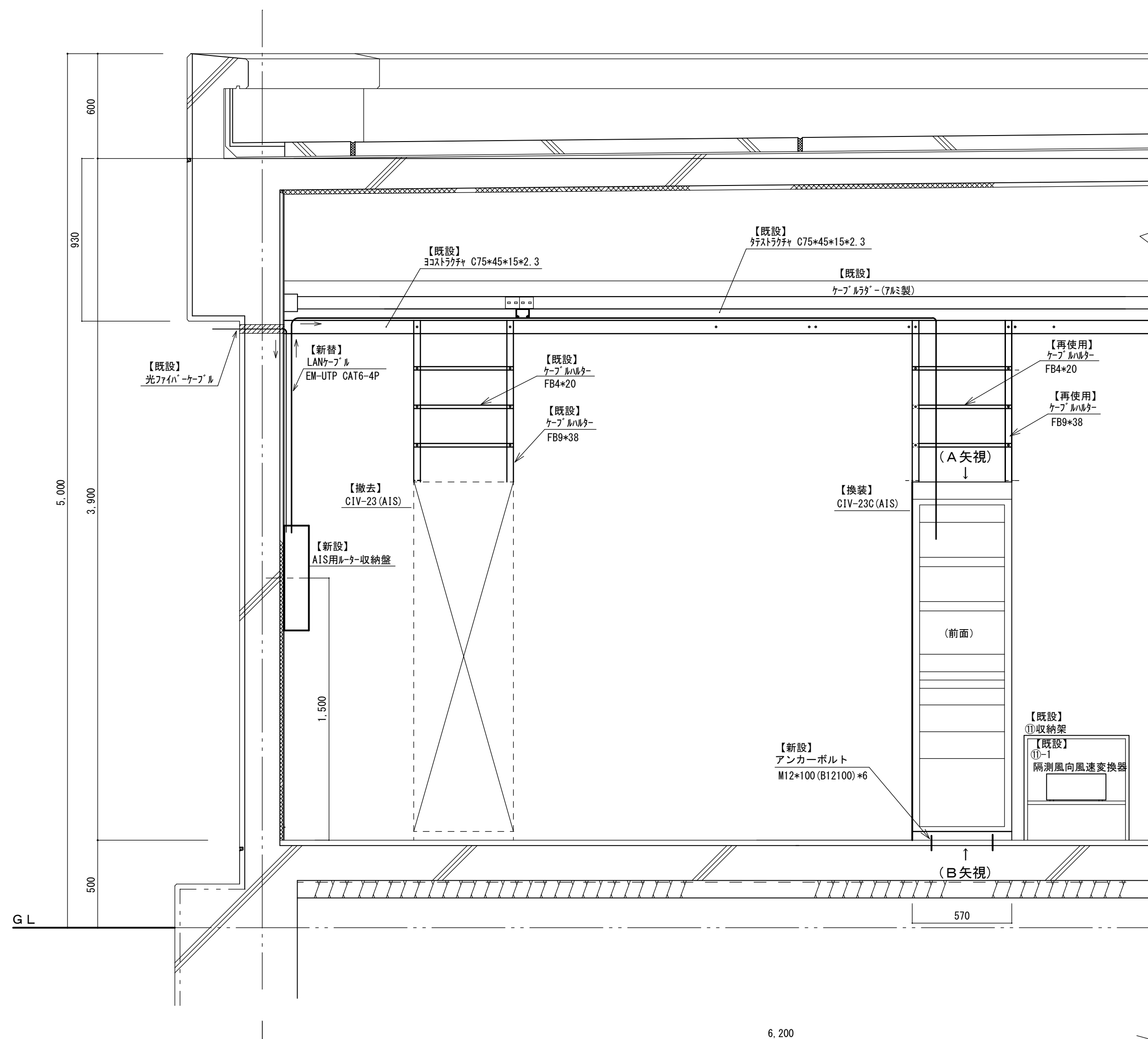
苦小牧信号所

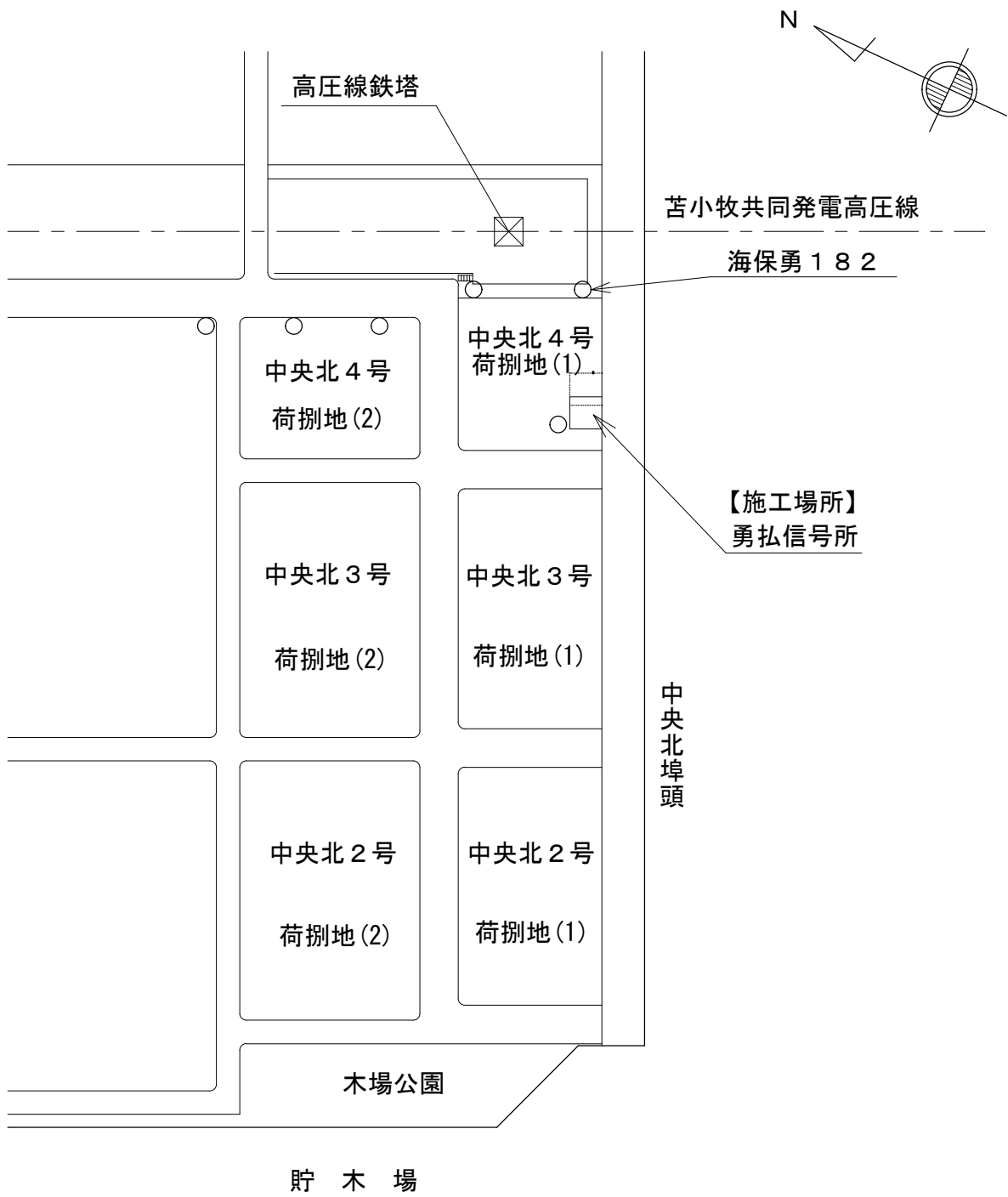
令和7年度	工事名称 苫小牧船舶通航信号所ほか1箇所機器改良改修工事	図名 位置図 付近案内図 南面立面図 敷地平面図 空中線取付詳細図	縮尺 図示 原図：A2	第一管区海上保安本部 交通部整備課	設計	葉数 9	番号 1
-------	---------------------------------	---	-------------------	-------------------	----	---------	---------



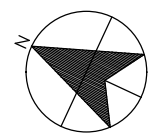
機 器 一 覧 表 (機 器 室)				
番号	機 器 名	規 格	区 分	備 考
①	船舶通航信号装置	IEO-10B	既設	
②	船舶動静監視テレビ装置	WET-13D	既設	
③-1	船舶気象通報端局装置	BWZ-12 (本体)	既設	
③-2	船舶気象通報端局装置	BWZ-12 (回線接続部)	既設	
④-1	レーダー装置 (受信部)	RTR-101AZ	既設	19インチラックに収納
④-2	レーダー装置 (制御部)	RPU-024	既設	19インチラックに収納
④-3	メディアコンバーター	DL-841WS-BW (レガ-用)	既設	19インチラックに収納
⑤	A I S陸上局装置	C1V-23 (570*450*2060 150kg) ⇒ C1V23C (570*450*2060 150kg)	換装・支給	※ 設置場所の変更
⑥	無停電電源装置	YUMTC-SHD40A	既設	
⑦	船気通端局端子BOX		既設	
⑧	端子箱 (監視・制御用)		既設	
⑨	自家発電装置	TQGP 27LA	改修	※ 起動用蓄電池 (REH40-12 株GSユアサ製) 換装・支給
⑩	A I S用ルータ収納盤	S-14-56 (500W*140D*600H 日東)	新設・調達	※ 7777 (M10*70 SUS)
⑩-1	ルーター	NVR500	既設	
⑩-2	メディアコンバーター	AIS用 (Softbank)	既設	
⑪	収納架		既設	
⑪-1	隔測風向風速変換器		既設	
⑫	機器分電盤		既設	
⑬	分電盤 L		既設	
⑭	空調設備 (室内機)	ﾀﾞｲｷﾝ F56XTEP-W	既設	
⑮	空調設備 (室外機)	ﾀﾞｲｷﾝ R56XEPE2	既設	
⑯	メディアコン収納ボックス	・ W-OP- (12C) (SC) (280*250*100) ・ DL-841WS-BM (IEO-10B用) (84*60*20) ・ DL-841WS-BM (Webカメラ用) (84*60*20) ・ DL-841WS-BM (I T V 用) (84*60*20)	既設	



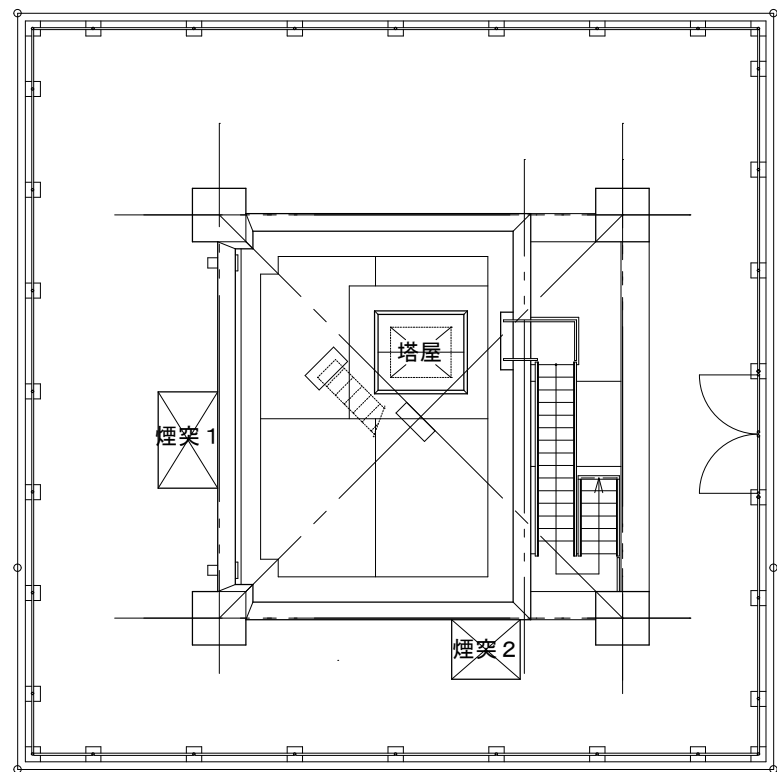




付近案内図 S=1/3,000



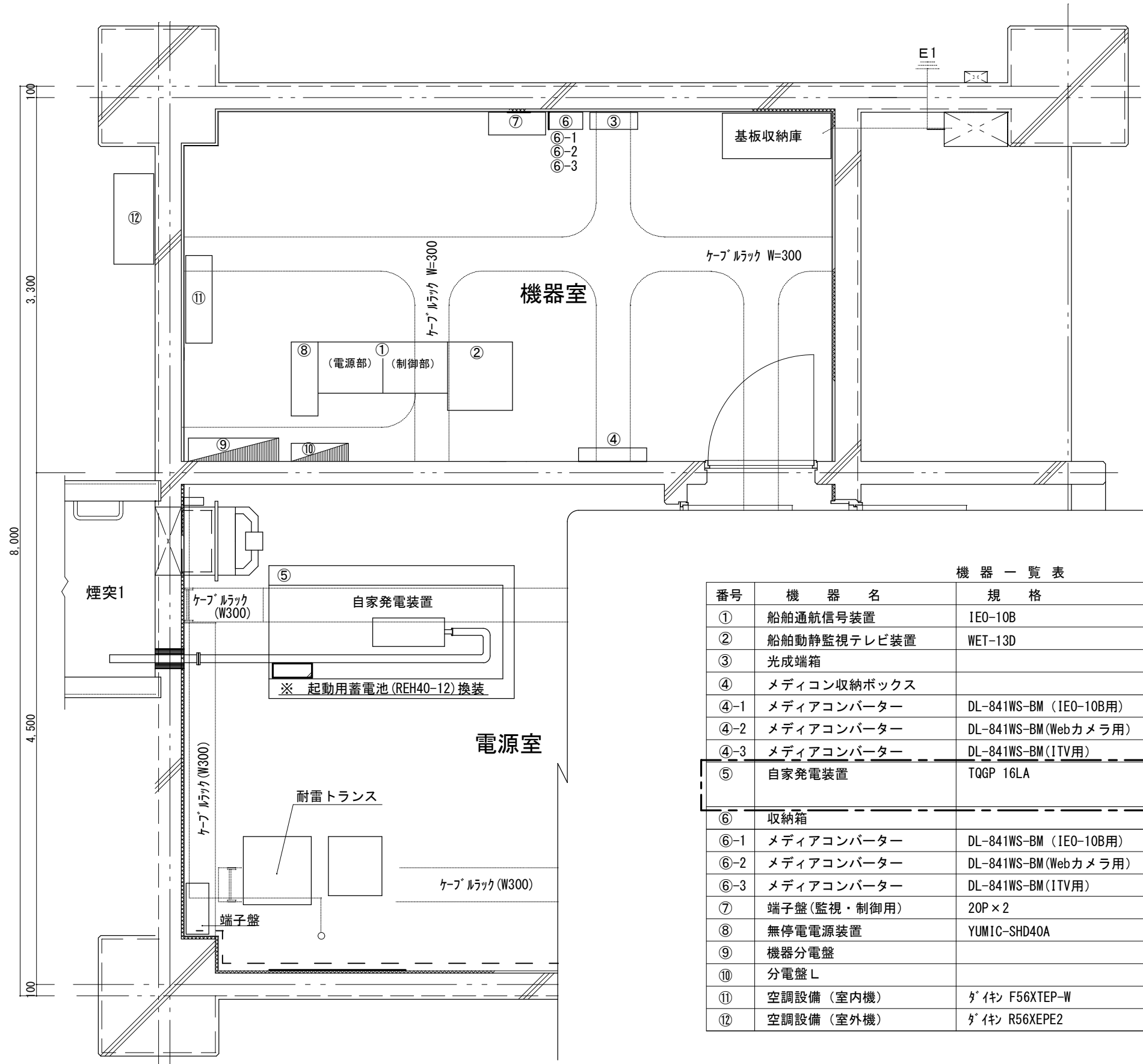
照明柱



敷地平面図 S=1/150

工 事 概 要

- ・ 起動用蓄電池換装



機器配置図 S=1/40

機 器 一 覧 表

番号	機 器 名	規 格	区 分	備 考
①	船舶通航信号装置	IEO-10B	既設	
②	船舶動静監視テレビ装置	WET-13D	既設	
③	光成端箱		既設	
④	メディアコン収納ボックス			
④-1	メディアコンバーター	DL-841WS-BM (IEO-10B用)	移設	⑥-1 → ④-1
④-2	メディアコンバーター	DL-841WS-BM (Webカメラ用)	移設	⑥-2 → ④-2
④-3	メディアコンバーター	DL-841WS-BM (ITV用)	移設	⑥-3 → ④-3
⑤	自家発電装置	TQGP 16LA	改修	※ 起動用蓄電池 (REH40-12 株GSユアサ製) 換装・支給
⑥	収納箱		既設	
⑥-1	メディアコンバーター	DL-841WS-BM (IEO-10B用)	既設	
⑥-2	メディアコンバーター	DL-841WS-BM (Webカメラ用)	既設	
⑥-3	メディアコンバーター	DL-841WS-BM (ITV用)	移設	
⑦	端子盤 (監視・制御用)	20P×2	既設	日東 OP20-55CA内
⑧	無停電電源装置	YUMIC-SHD40A	既設	
⑨	機器分電盤			
⑩	分電盤 L		既設	
⑪	空調設備 (室内機)	ﾀﾞｲｷﾝ F56XTEP-W	既設	
⑫	空調設備 (室外機)	ﾀﾞｲｷﾝ R56XEPE2	既設	

凡 例

- : 換装、移設
- : 既設機器

※ 指示なきは既設とする。

勇払信号所

令和 7 年度

工事名称
苦小牧船舶通航信号所ほか 1 箇所機器改良改修工事

図名
付近案内図 敷地平面図 機器配置図

縮尺 図示
原図 : A 2

第一管区海上保安本部 交通部整備課

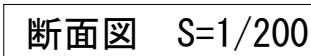
設計

葉数

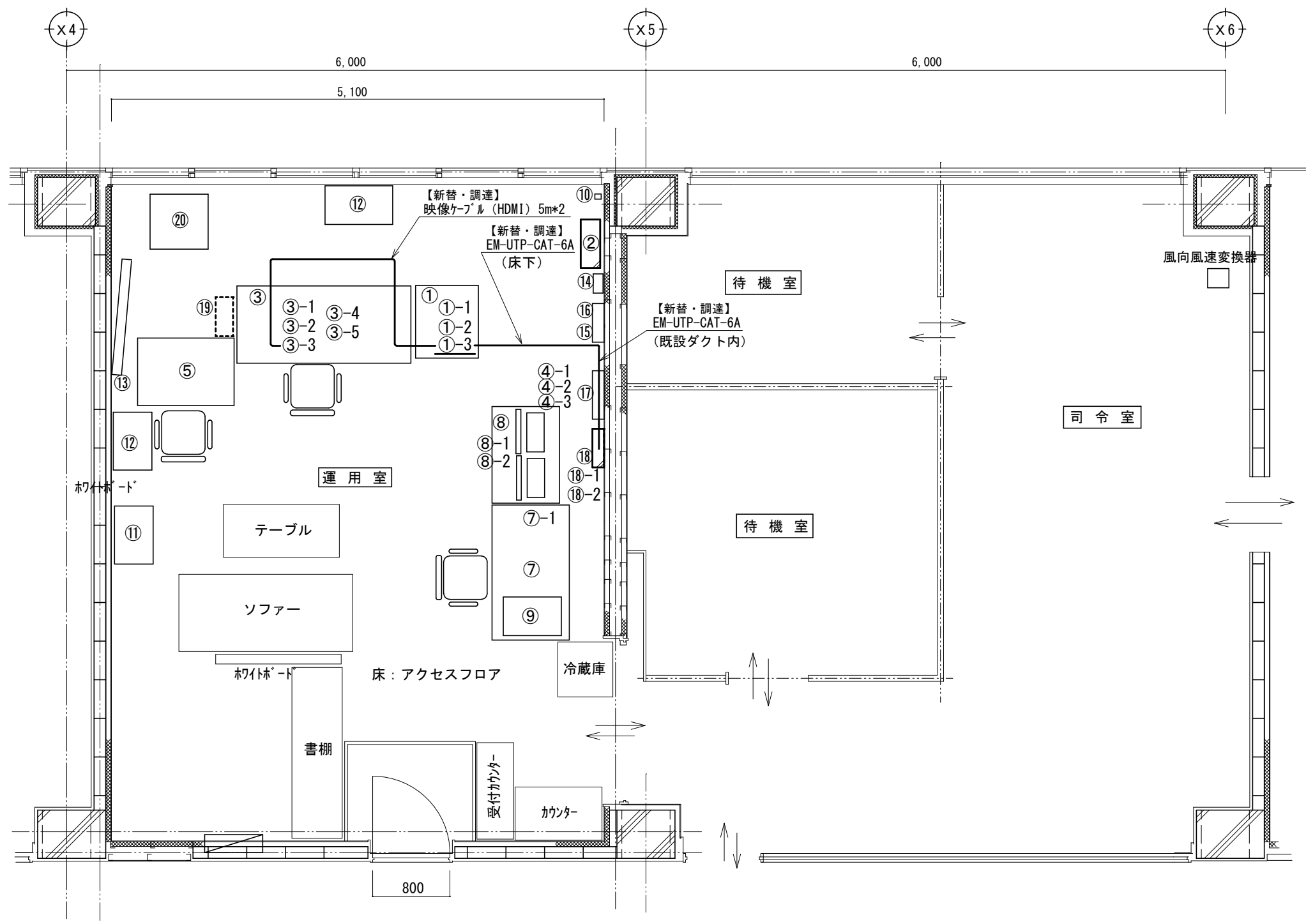
9

番号

4



令和 7 年度	工事名称 苫小牧船舶通航信号所ほか 1 箇所機器改良改修工事	図名 附近案内図 西側立面図 断面図 3 F 平面図	縮尺 図示 原図：A 2	第一管区海上保安本部 交通部整備課	設計	葉数 9	番号 5
---------	-----------------------------------	-------------------------------	--------------------	-------------------	----	---------	---------



機器配置図 S=1/50

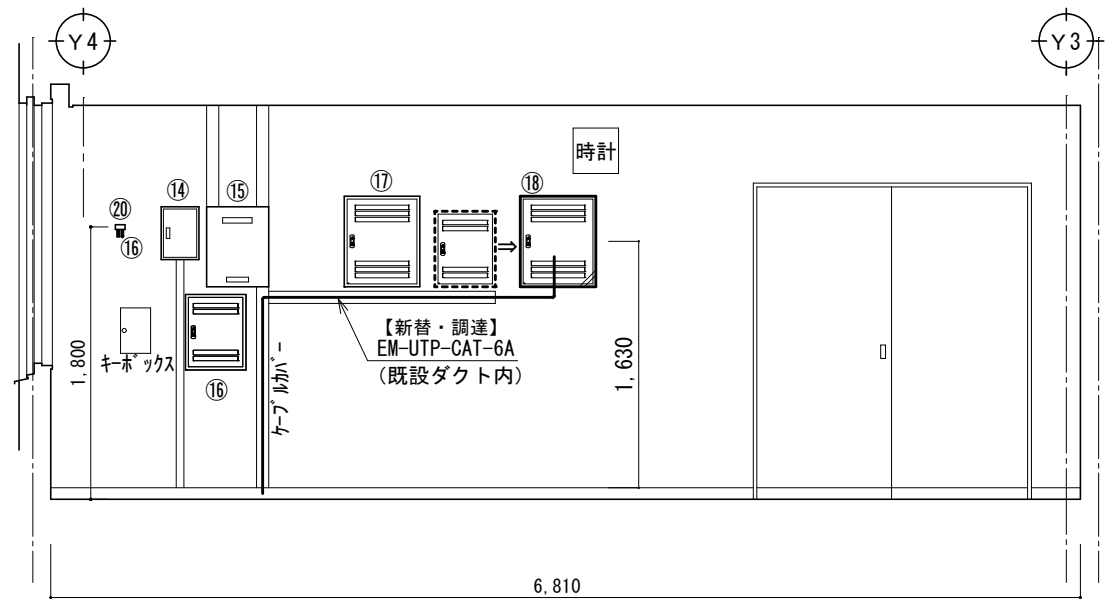
凡 例

— : 新 替

□ : 換 装

□ : 撤 去

※ 指示なきは既設とする。

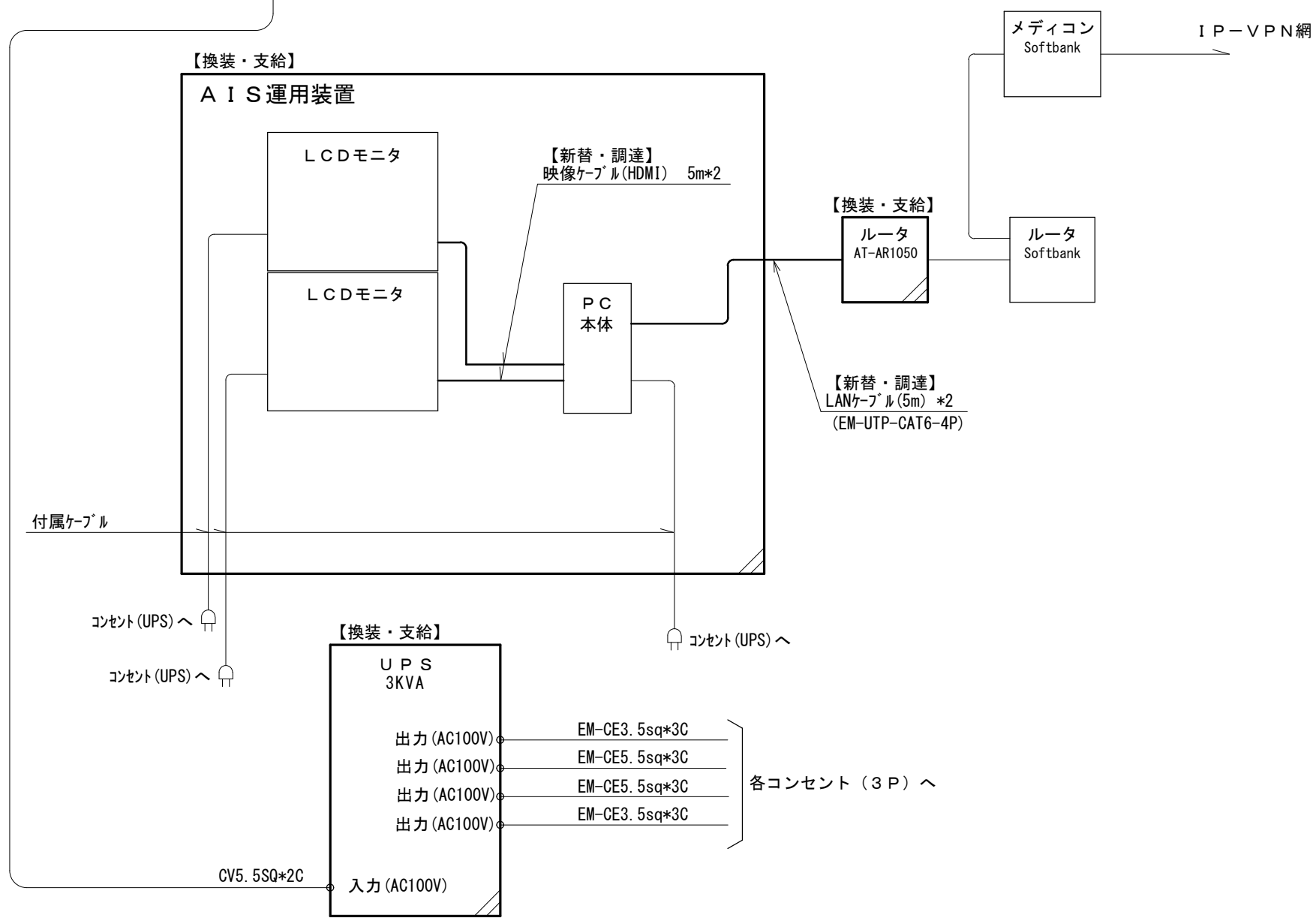
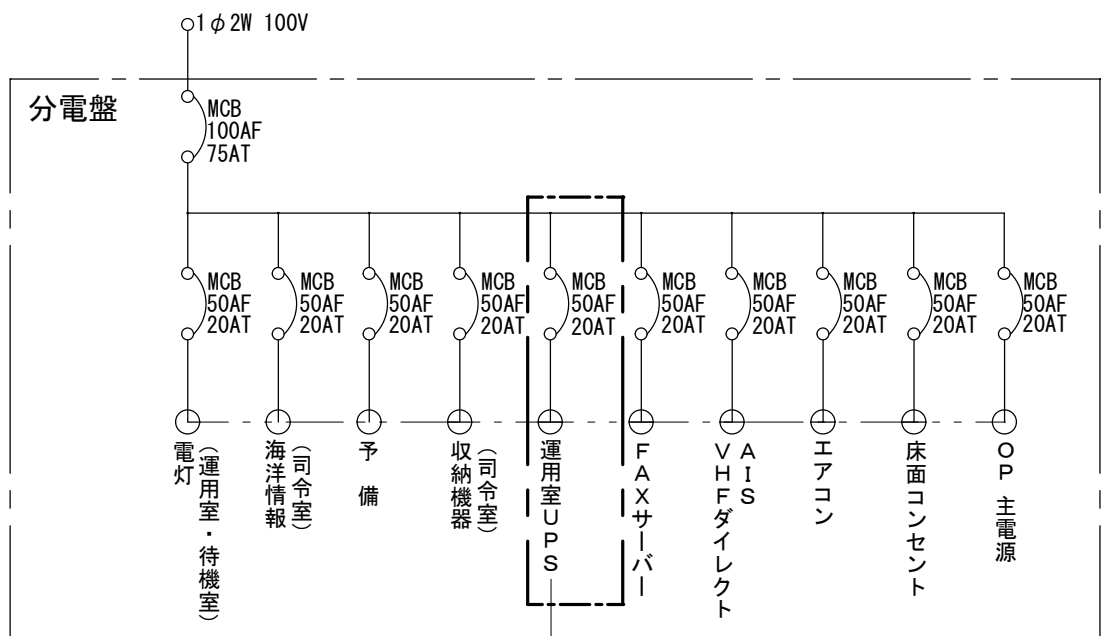


展開図 S=1/50

機 器 一 覧 表

番 号	機 器 名	規 格	区 分	備 考
①	収納ラック (レーダー運用装置)	サンワライ L48F667		
①-1	レーダー運用装置 (監視PC)	Z2 Tower G4		
①-2	表示装置 (WEBカメラ用PC)	HP ProDesk 400 G7 MT		
①-3	AIS運用装置 (PC)	O1X-9E (100*308*384)	換装・支給	
②	無停電源装置	THA-3000 ⇒ THA2-3000	換装・支給	
	直通電話 (T指令)			
③	ディスク	1800*800		
③-1	モニター (レーダー運用卓)	HP Z24n G2		
③-2	モニター (ITV 苦小牧、勇払)	OEW-14C		
③-3	モニター (AIS運用装置用)	O1X-3 (24インチディスプレイ×2) ⇒ O1X-9E (24インチディスプレイ×2)	換装・支給	
③-4	モニター (WEBカメラ用)	24インチディスプレイ×2		
③-5	ITV操作器	OEW-14C		
④-1	ルーター (信号運用卓用)	RTX1300 (OEW-13E)		
④-2	HUB (信号運用卓用)	AT-SH230-10GT (OEW-13E)		
④-3	時計部 (信号運用卓用)	TSV-500GP (OEW-13E)		
⑤	机 (管制計画卓)			
⑤-1	管制計画端末	ノートPC×2		
⑤-2	共有ディスク			
⑤-3	モニター (管制計画用)	24インチディスプレイ×2		
⑥	袖机			
⑦	OAディスク			
⑦-1	メディアコンバーター (AIS回線)	NEC ME-100-R1-II (Softbank)		
⑧	事務机 (プリンター、行政端末)			
⑧-1, 2	信号板操作部・監視制御部 (PC)・モニタ	MR-8400 OEW-13E		
⑨	ワゴン			
⑩	GPSアンテナ	信号運用装置用		
⑪⑫	片袖机			
⑬	モニター (管制計画用)	50インチディスプレイ		
⑭	電話用端子箱			
⑮	光メタル成端箱			
⑯	壁掛収納架 (レーダー装置伝送部)			
⑯-1	メディアコンバーター (レーダー)	大井 DL-841WS-AM		
⑯-2	L2-SW	AT-GS910/5		
⑰	壁掛収納架			
⑰-1	メディアコンバーター (苦小牧 WET-13D)	大井 DL-841WS-AM		
⑰-2	メディアコンバーター (勇払 WET-13D)	大井 DL-841WS-AM		
⑰-3	メディアコンバーター (苦小牧 Webカメラ)	大井 DL-841WS-AM		
⑰-4	メディアコンバーター (勇払 Webカメラ)	大井 DL-841WS-AM		
⑰-5	メディアコンバーター (苦小牧 IE0-10B)	大井 DL-841WS-AM		
⑰-6	メディアコンバーター (勇払 IE0-10B)	大井 DL-841WS-AM		
⑰-7	HUB	I-O DATA 8PORT (Webカメラ用)		
⑱	AIS用ルーター収納盤	(400W*120D*500H 日東) ⇒ S14-56 (500W*140D*600H 日東)	換装・調達	ホークアンカー (M10*70 SUS) 4組で設置する。
⑱-1	ルーター	YAMAHA RT581/ソフトバンク用		
⑱-2	ルーター	NVR500 ⇒ AT-AR1050 (210*210*44)	換装・支給	マグネットシート2枚で固定 (M (RoHS)_AT-AR1050用)
⑲	AIS運用装置 (PC)	O1X-3	撤去	
⑳	ITV運用装置 伝送部2	OEW-14C		

苦小牧 (署)



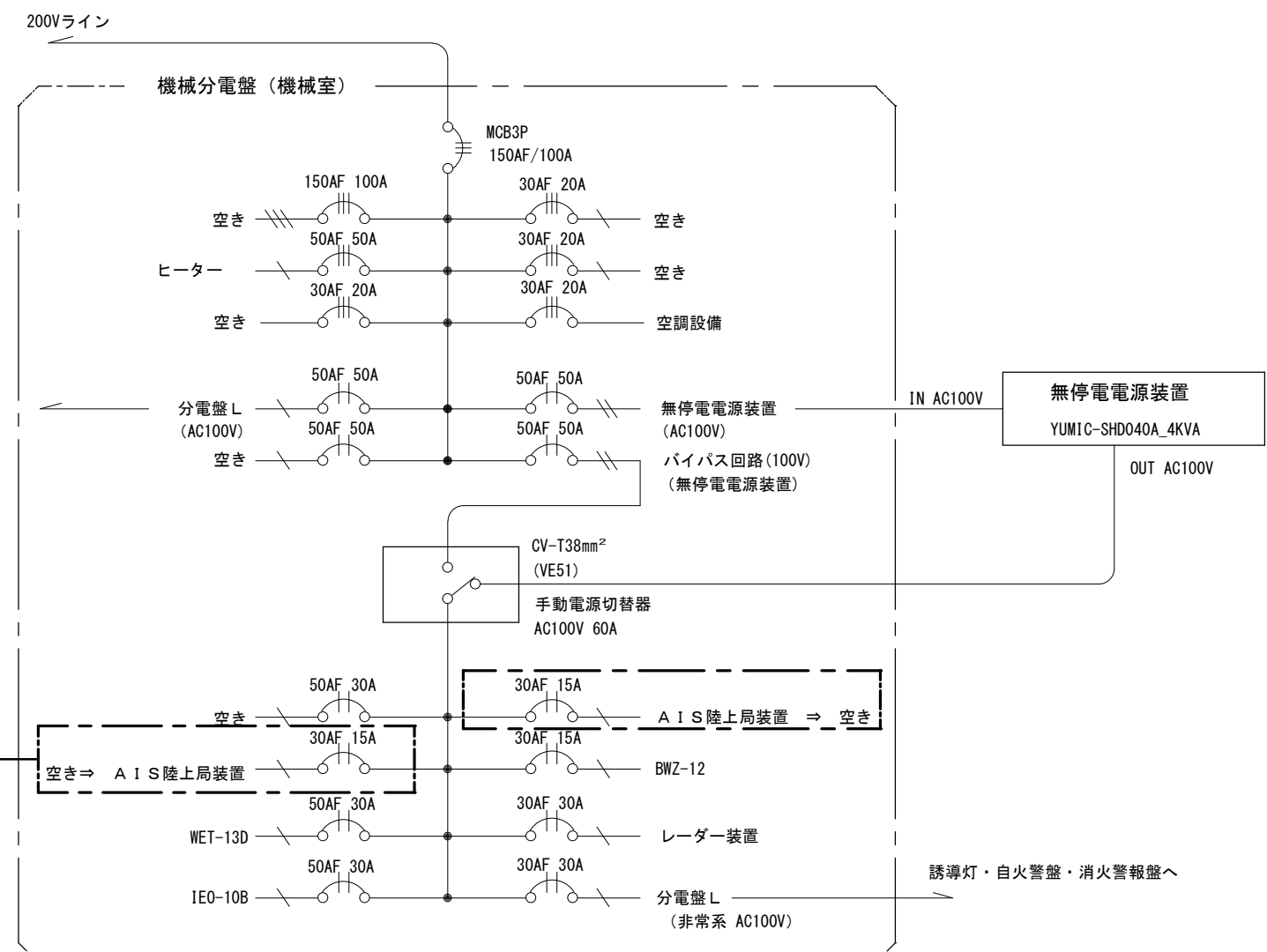
凡 例

： 換装機器等

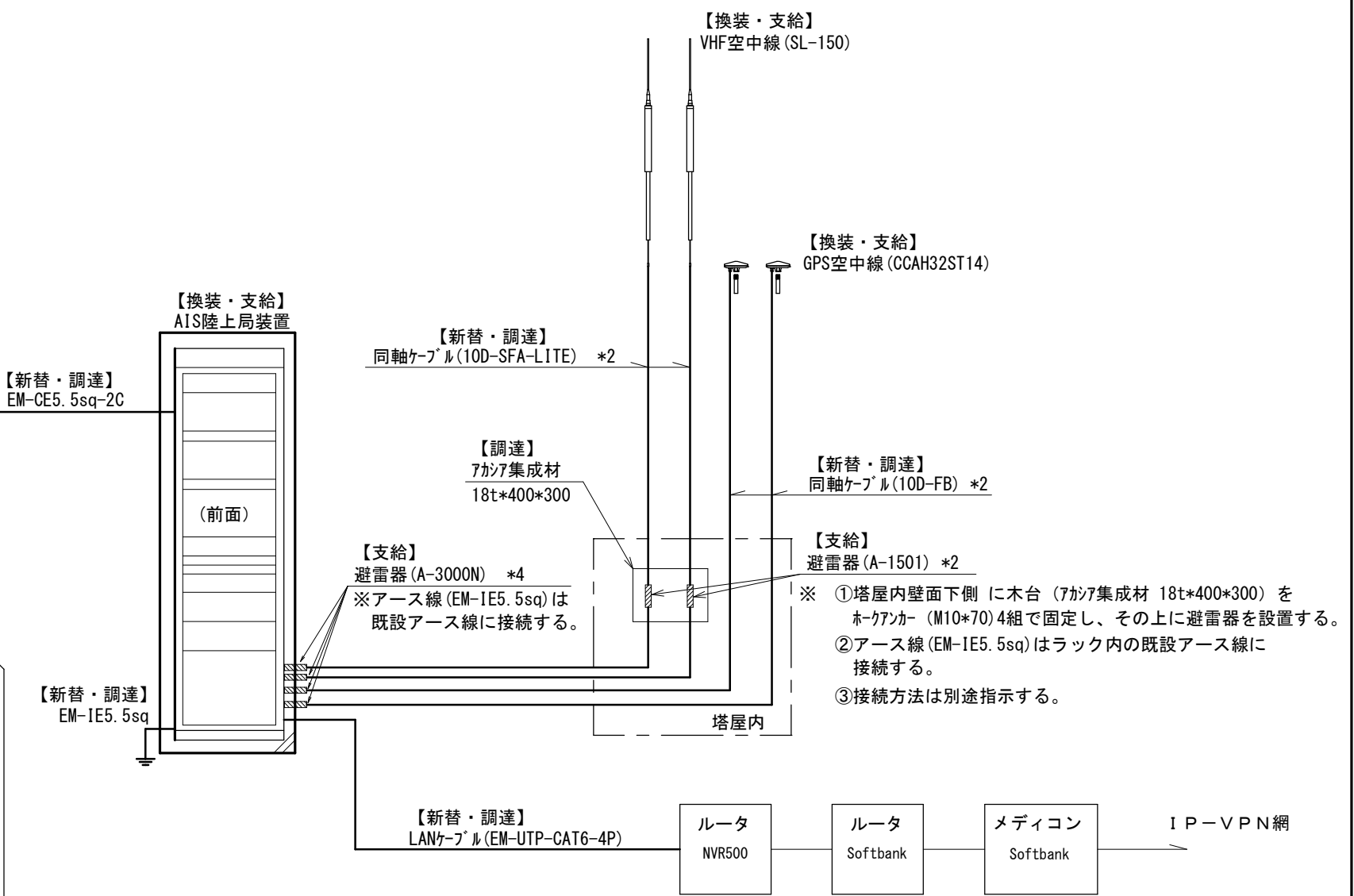
： 既設機器等

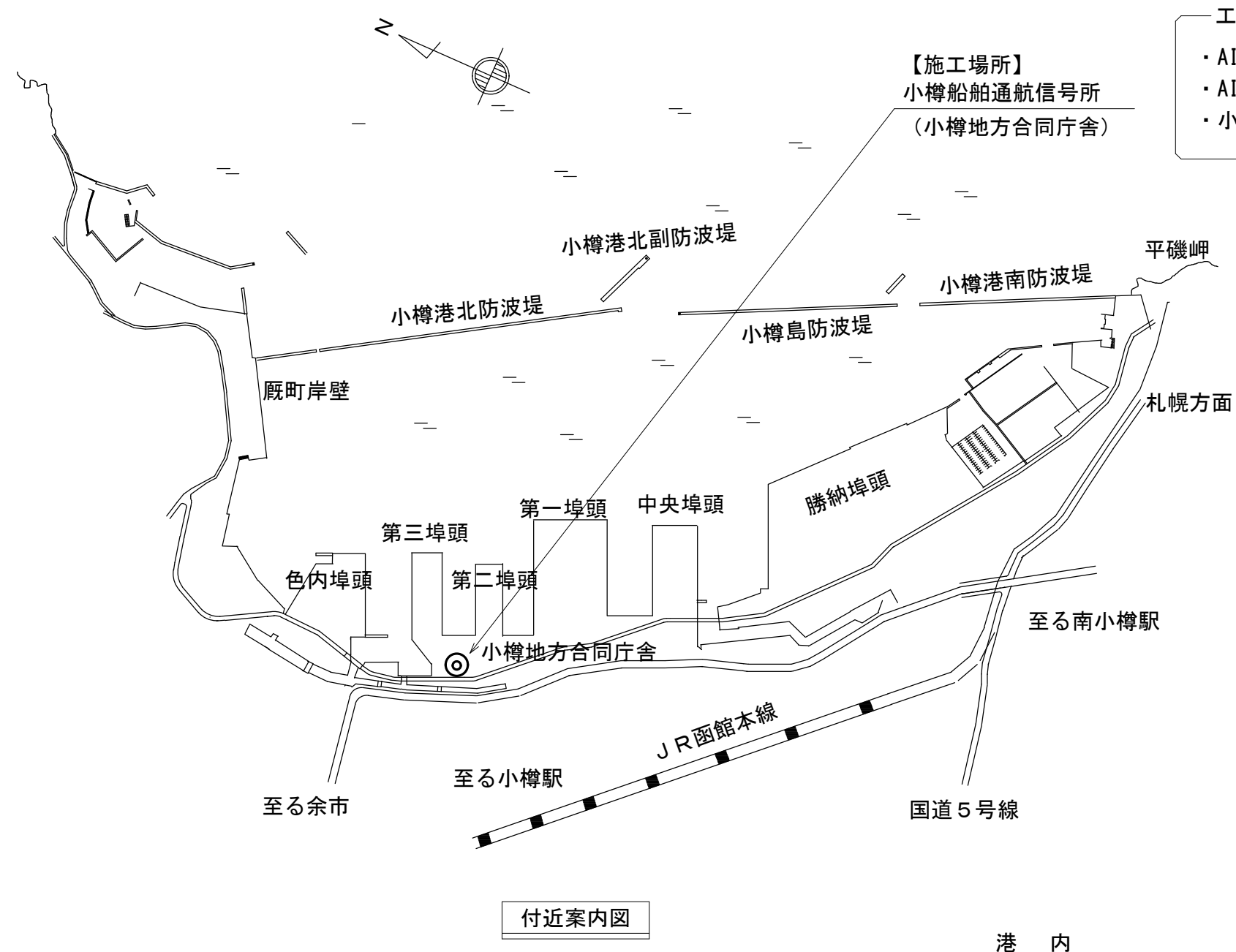
： 新替ケーブル

※ 指示なきは既設とする。



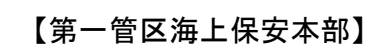
- ※ ①新設 A I S 陸上局装置の電源は機器分電盤の空きブレーカーに接続する。
②既設 A I S 陸上局装置、当該装置に接続されているVHF及びGPS空中線・ケーブル類はすべて撤去する。



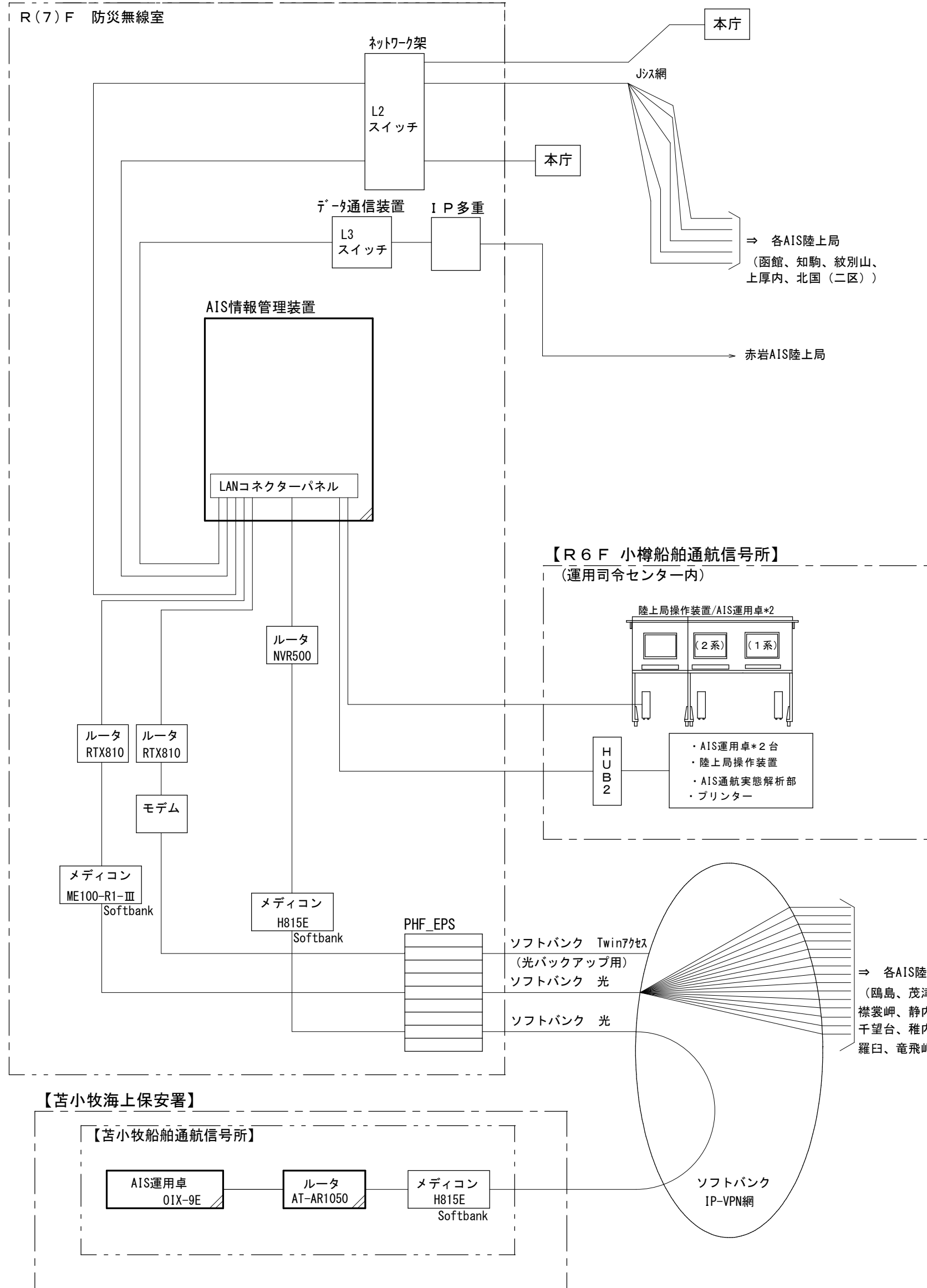


番号

小樽 (船)

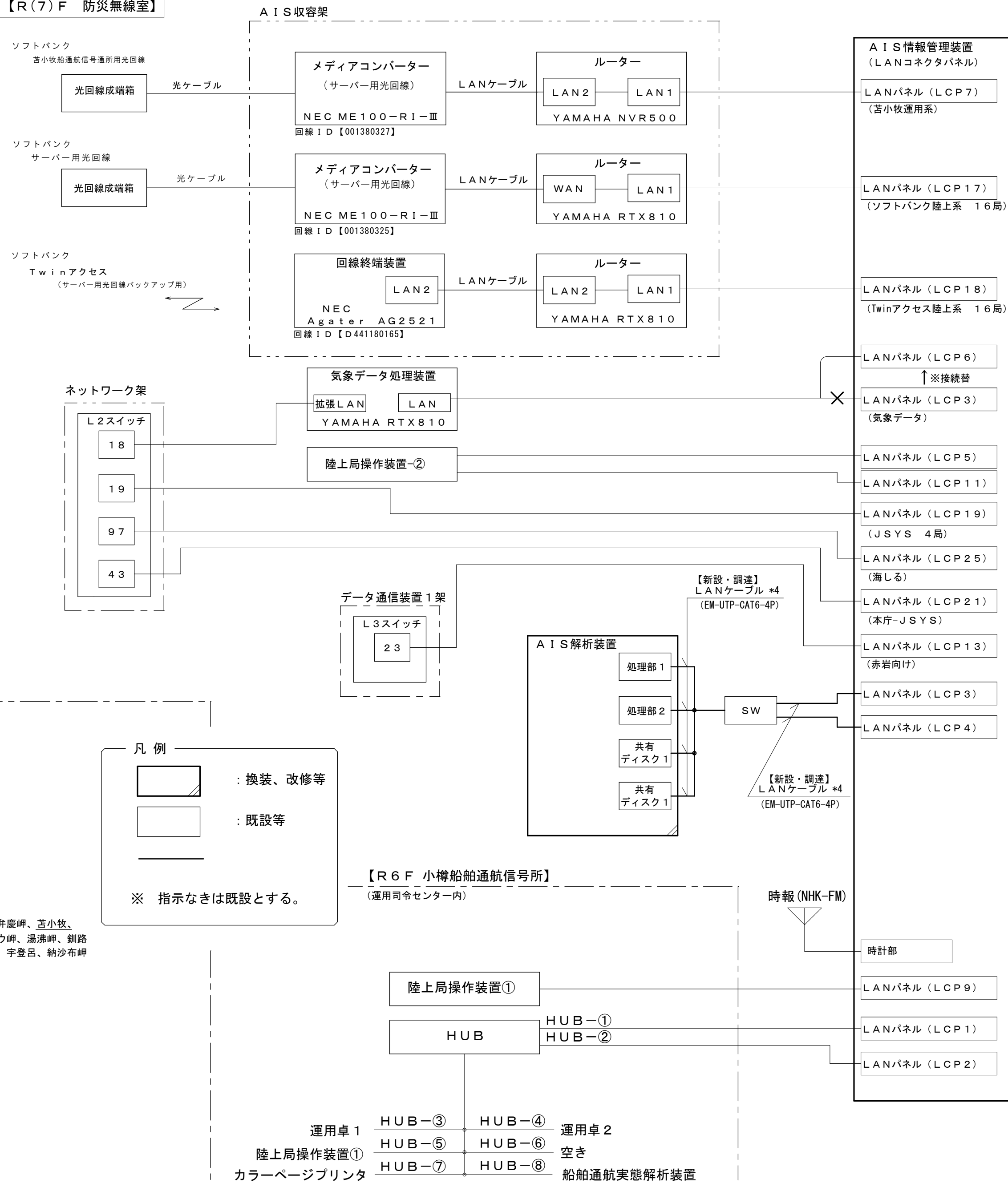


R(7)F 防災無線室



A I S 回線システム系統図

【R(7)F 防災無線室】



機器系統図

小樽 (船)

令和7年度	工事名称 苫小牧船舶通航信号所ほか1箇所機器改良改修工事	図名 A I S 回線システム系統図 機器系統図	縮尺 —	第一管区海上保安本部 交通部整備課	設計	葉数 9	番号 9
-------	---------------------------------	-----------------------------	---------	-------------------	----	---------	---------